

香南市国土強靱化地域計画



令和3年3月

香南市

はじめに



わが国では、国土の位置や地理的条件により避けることのできない台風や地震等の自然災害により、度重なる大規模な被害に見舞われ、その度に長い時間をかけた復旧・復興を繰り返してきました。

本市におきましても、平成10年高知豪雨や平成30年7月豪雨等による水害の経験や、平成23年の東日本大震災の発生を教訓とした南海トラフ地震対策の検討のため、命を守るための津波避難タワー等ハード対策の強化や、地域防災計画の大幅な改定による自助・共助の重要性の再認識等のソフト対策に取り組んでまいりました。

国においては、近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災等未曾有の大災害から得た教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、翌平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定され、強靱な国づくりに向け、総合的かつ計画的に進めていくことが示されています。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国の施策のみならず、地方公共団体や民間事業者、市民等、関係者が総力をあげて取り組む事が不可欠であり、本市においても、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨等による多大な経済的・社会的損失を避け、なにより、多くの尊い人命が奪われることを避けるための強靱化を推進する指針として、「人命の保護が最大限図られること」「市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」の4つの目標を掲げ、香南市国土強靱化地域計画を策定しました。

香南市長 清藤 真司

目次

はじめに

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本目標	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 国土強靱化の取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	3
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	3
第2章 香南市の概況と災害リスク	4
1. 香南市の概況	4
(1) 地勢	4
(2) 産業	5
(3) 気候	5
(4) 人口・世帯数の推移	5
(5) 道路・交通の状況	5
2. 香南市の災害リスク	6
(1) 災害履歴	6
(2) 被災想定	9
3. これまでの主な取組	16
(1) 香宗川の治水対策	16
(2) 浸食対策	16
(3) 津波避難対策	17
(4) 水防訓練、防災学習	18
第3章 脆弱性評価	19
1. 評価の枠組み及び手順	19
(1) 対象とする災害	19
(2) 事前に備えるべき目標	19
(3) 起きてはならない最悪の事態	20
(4) 施策分野	22
(5) 評価手順	22
2. 脆弱性評価結果	23

第4章 強靱化の推進方針	35
1. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	35
2. 施策分野ごとの推進方針	49
(1) 個別施策分野	49
(2) 横断的分野	54
第5章 施策の重点化	57
第6章 計画の推進と進捗管理	59
1. 計画の推進	59
2. 計画の進捗管理	59
3. 計画の見直し	60

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、東日本大震災による未曾有の大災害から得た教訓を踏まえ、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定された。

基本法に基づき、国は「国土強靱化基本計画」を策定した。基本計画では、大規模災害の都度、長期間かけて復旧復興を図る事後対策の繰り返しを避けて、平時から大規模自然災害に備える重要性が示されている。事前の備えについては、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範疇を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な地域づくりとして千年の時をも見据えて行っていく必要性が示されている。

本市においても、過去に幾度も大規模な震災や風水害を経験し、復旧復興を図りながら発展を遂げてきた。しかし、気候変動により豪雨災害等が頻発化・激甚化することや南海トラフ地震の発生が懸念されている。

これらの状況を踏まえ、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「香南市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき国土強靱化地域計画として、高知県強靱化計画との調和、行政運営全般の指針となる香南市振興計画との整合・調和を図りながら、分野別の強靱化に関する部分の指針として定める。

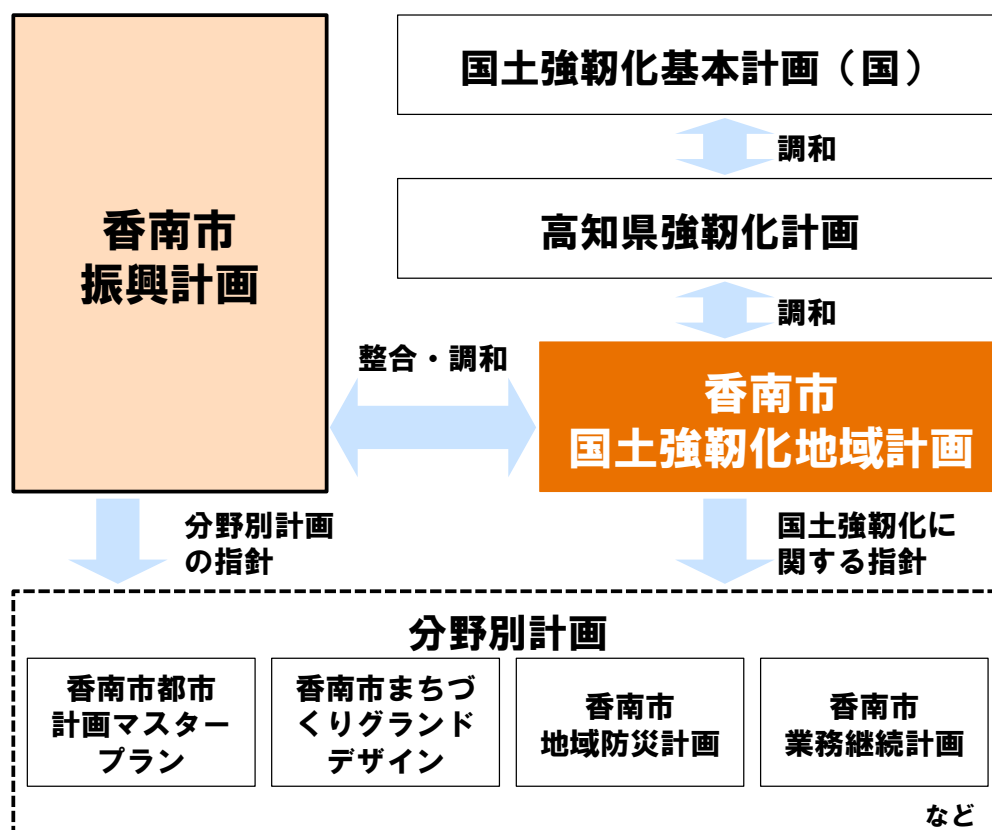


図 1 本計画と関連計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね5年間とする。

ただし、第2次香南市振興計画（2017（平成29）年度～2026（平成38）年度）と整合・調和を図るため、今回の計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間とする。その後は、5年ごとに本計画の見直しを行う。

5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の地域強靱化を取り組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、強靱化の遅延による被害拡大を見据え、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 地域間の連携強化に取り組む。
- ④ 本市が有する潜在力を引き出し、抵抗力、回復力、適応力の強化に取り組む。
- ⑤ 持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成貢献に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策やソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に役割分担し、連携協力する。
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を推進する。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① コミュニティ機能の維持・向上を行うとともに、強靱化推進の担い手が活動できる環境整備を推進する。
- ② 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を推進する。
- ③ 自然との共生、環境との調和・景観の維持を推進する。

第2章 香南市の概況と災害リスク

1. 香南市の概況

(1) 地勢

本市は、2006年（平成18年）3月1日に5町村（赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村）が合併して誕生したまちである。県都高知市の東部約17kmに位置し、市域は東西約20km、南北約15kmで、面積は126.46km²である。東は芸西村や安芸市、西は南国市、北は香美市と接し、南は土佐湾に面している。

市役所は、野市町の市街地に位置し、旧市町村にはそれぞれ支所を配置し、行政区域を赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川町と呼称している。

市の南部は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部は低山が連なる中に里山環境が広がっている。また、北部から東部は、標高約300～600mの四国山地の一部を構成しており、これらの山々を源流とする物部川等、水と緑が豊かな地域である。

河川は、河口付近の川幅が500mを超える一級河川「物部川」で南国市と境するほか、「香宗川」とその支流である「烏川」、「夜須川」等の二級河川が南流している。



図 2 香南市の概況

出典：香南市環境基本計画

(2) 産業

農林水産業は、みかんやニラ、シラス・シイラの加工品といった特産品があるが、担い手の減少傾向にある。農地や山林、里山の荒廃も進行しており、生産基盤の維持管理が困難になることが懸念されている。

商業は、のいち駅周辺や幹線道路沿線への大規模店舗の立地が進む一方で、小規模な店舗の閉店（空き店舗化等）が進んでいる。

(3) 気候

気候は、南海型の気候区分に属し、温暖な気候に加え、年間降水量は県下でも少ない地域となっている。

(4) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、合併以降、人口増の傾向を保ち続けてきたが、2010年を境に減少に転じている。総人口に占める年齢別の割合に見られるとおり、少子高齢化が進展している。また、世帯数の増加傾向については、核家族化の進展や単身世帯の増加等が起因しているものと考えられる。

表 1 香南市の人口・世帯数の推移

	年次	総人口			世帯数	総人口に占める割合		
		15歳未満	15歳~64歳	65歳以上		15歳未満	65歳以上	
実績	2000年	32,616	4,683	20,270	7,663	11,689	14.4%	23.5%
	2005年	33,517	4,754	20,372	8,391	12,487	14.2%	25.0%
	2010年	33,830	4,657	19,942	9,165	12,877	13.8%	27.1%
	2015年	32,961	4,365	18,375	10,132	12,953	13.2%	30.7%
推計	2025年	30,997	3,780	16,958	10,259	—	9.6%	40.1%
	2035年	28,687	3,354	15,571	9,762	—	9.7%	38.9%
	2045年	26,228	3,086	13,237	9,905	—	10.2%	40.1%

出典：総務省統計局「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(5) 道路・交通の状況

本市は、広域的幹線道路として高知東部自動車道や国道55号が東西方向に通っており、県都高知市に連絡している。高知龍馬空港にも近く、広域的立地条件に恵まれているが、将来、高知東部自動車道の未整備区間（高知龍馬空港IC～香南のいちIC間）の開通により、交通利便性の更なる向上が見込まれる。

市内の道路網は、国道55号を起点に周辺地域や市内各地に向かって県道が通っている。広域的な公共交通として、土佐くろしお鉄道やとさでん交通の路線バスが通っており、市内には香南市営バスが運行されているが、公共交通空白地も存在している。今後、人口の減少や低密度化が更に進行する中で、現在の公共交通を維持できなくなることが懸念される。

2. 香南市の災害リスク

(1) 災害履歴

① 地震による災害

高知県では、過去に幾度も地震による被害を受けており、その度に多くの尊い人命や財産が失われている。本市では、1946年の昭和南海地震において、海岸部の広い範囲での地盤沈下等の被害が発生している。

表 2 主な地震被害

発生年月日	地震名	被害の概要	
		高知県全体	香南市
1707年 (宝永4年) 10月28日	宝永地震 (M8.6)	死者 1,844 人 行方不明 926 人 家屋全壊 5,608 棟 家屋流出 11,167 棟	海岸部はことごとく津波に襲われ亡失した。
1854年 (安政元年) 12月24日	安政南海地震 (M8.4)	死者 372 人 負傷者 180 人 家屋全壊 3,032 棟 家屋流失 3,202 棟 家屋焼失 2,481 棟	夜須の観音山に避難した数百人が助かったことを記念した碑がある。また、香我美町岸本飛鳥神社境内にも安政大地震の記念碑がある。
1946年 (昭和21年) 12月21日	昭和南海地震 (M8.0)	死者・行方不明 679 人 負傷者 1,836 人 家屋全壊 4,834 棟 家屋流出 566 棟 家屋焼失 196 棟	夜須町において 50cm、岸本町・赤岡町・吉川村において 50cm～75cm 程度地盤沈下。津波高さは 3～4m 程度。

出典：高知県に被害を及ぼした主な地震 地震調査研究推進本部、赤岡町史 改訂版、夜須町史、吉川村史
香我美町史

② 水害、土砂災害による災害

本市は、古くから河川の氾濫に悩まされた地域である。近年では、平成元年集中豪雨で夜須川が決壊し、平成16年台風23号では香宗川右岸及び夜須南部が浸水する被害が生じている。平成30年7月豪雨においては、夜須川上流域で激しい雨に見舞われ、堤防を越流したことにより、浸水被害が発生した。

また、物部川流域は、昭和45年台風10号や昭和47年梅雨前線豪雨等で、基準点（深淵）において4,000m³/sを超える洪水が発生している。



写真 1 夜須川流域の水害（平成30年7月豪雨）

表 3 昭和 45 年以降の主な風水害

発生年	原因	香南市の被害の概要	
1970 年 (昭和 45 年) 8 月 21 日	台風 10 号 (土佐湾台風)	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者 30 人 ・家屋全壊 42 戸 ・家屋半壊 185 戸 ・家屋一部損壊 1,550 戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・物部川が氾濫 ・国道 55 号物部川橋が 13 日間通行止め ・農業施設、作物、公共施設等被害総額 6 億 4,300 万円
1972 年 (昭和 47 年) 9 月 8 日	集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 217 戸 ・床下浸水 435 戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・香宗川と烏川が氾濫し、7 月の集中豪雨被害を上回る
1989 年 (平成元年) 8 月 30 日	集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・床上床下浸水 143 戸 ・農地冠水 約 130ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜須川が決壊
1998 年 (平成 10 年) 9 月 24 日	集中豪雨 (高知豪雨)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋半壊 1 戸 ・家屋一部破壊 3 戸 ・床上浸水 103 戸 ・床下浸水 390 戸 ・がけ崩れ 5 箇所 ・橋の倒壊 1 箇所 ・道路陥没 3 箇所 ・河川決壊 4 箇所 ・農地冠水 約 330.7ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・物部川河口海岸流失 (600m) ・烏川が氾濫し堤防の一部が決壊
2004 年 (平成 16 年) 10 月 20 日	台風 23 号	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 4 戸 ・床下浸水 13 戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・東佐古地区、東野の一部で土砂崩れ ・香宗川右岸及び夜須南部が浸水 ・物部川 (深淵箇所ので低水護岸等が被災)
2014 年 (平成 26 年) 8 月 2 日~6 日	台風 12 号	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 3 戸 ・床下浸水 6 戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の越流 (夜須川、香宗川、山北川) ・護岸の洗掘 ・県道及び市道の土砂崩れ、道路冠水 ・農作物及び農業施設の被害
2018 年 (平成 30 年) 7 月 6 日	集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 1 人 ・家屋全壊 2 戸 ・家屋一部損壊 7 戸 ・床上浸水 3 戸 ・床下浸水 8 戸 	

出典：香南市地域防災計画、災害に強いまちづくり計画（案）地域モデル（案）：香南市、広報のいち、四国災害アーカイブス、平成 30 年 7 月豪雨災害（こうち防災情報）

(2) 被災想定

① 地震・津波の被害想定

地震・津波の想定は、平成24年12月に高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」による。

➤ 最大クラスの地震・津波による被害想定 (L2)

最大クラスの地震・津波による浸水予測図を図3に示す。本市は市街地の大部分が津波浸水想定区域内に位置し、海岸部の広い範囲で最大浸水深が5.0～10.0mと想定されている。津波遡上によって香宗川河口から約4km上流の中ノ村地区、夜須川河口から約3km上流の備後地区でも浸水が想定されている。

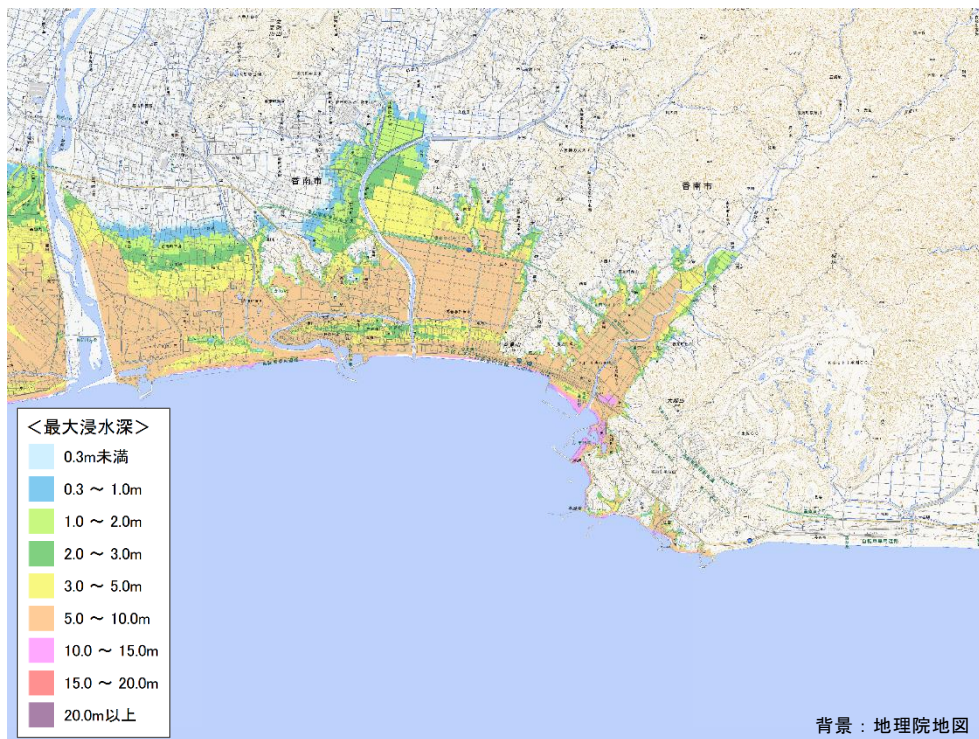


図3 津波浸水予測図 (L2)

出典：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）」高知県

県が試算した市域の被害想定数値（死者数最大ケース）は、以下のとおりである。

表 4 香南市の被害想定（L2）【被災ケース 地震動：陸側/津波：ケース④】

想定項目		最大クラス	
		現状	対策後
建物棟数		21,400	
建物被害	液状化（棟）	10	—
	揺れ（棟）	4,800	640
	津波（棟）	4,200	—
	急傾斜地崩壊（棟）	10	—
	地震火災（棟）	60	—
	合計（棟）	9,100	—
人口（H17 国勢調査）		33,563	
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	310	30
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	20	—
	津波（人）	2,000	30
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	10	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	2,300	60～
人的被害 （負傷者数）	建物倒壊（人）	1,800	470
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	260	—
	津波（人）	160	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	2,000	470～
人的被害 （負傷者のうち重傷者数）	建物倒壊（人）	1,000	270
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	60	—
	津波（人）	60	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	1,100	270～
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	12,000	7,900
	指定避難所外（人）	7,100	4,100
	合計（人）	19,000	12,000

※「—」：未算出 「*」：若干名 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

出典：「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」高知県

《被害想定を出すにあたっての設定条件》

- 現状（平成 25 年 3 月時点）
 - ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%、20 分後に避難開始が 50%、津波が到達してから避難開始が 30%
 - ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮（整備率 26%）
 - ・住宅の耐震化率は 74%
- 対策後
 - ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
 - ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
 - ・住宅の耐震化率は 100%

⇒更なる対策を進めることで、より被害を減らすことが可能

- 発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害想定（L1）
安政南海地震クラスの地震・津波による浸水予測図を図 4 に示す。

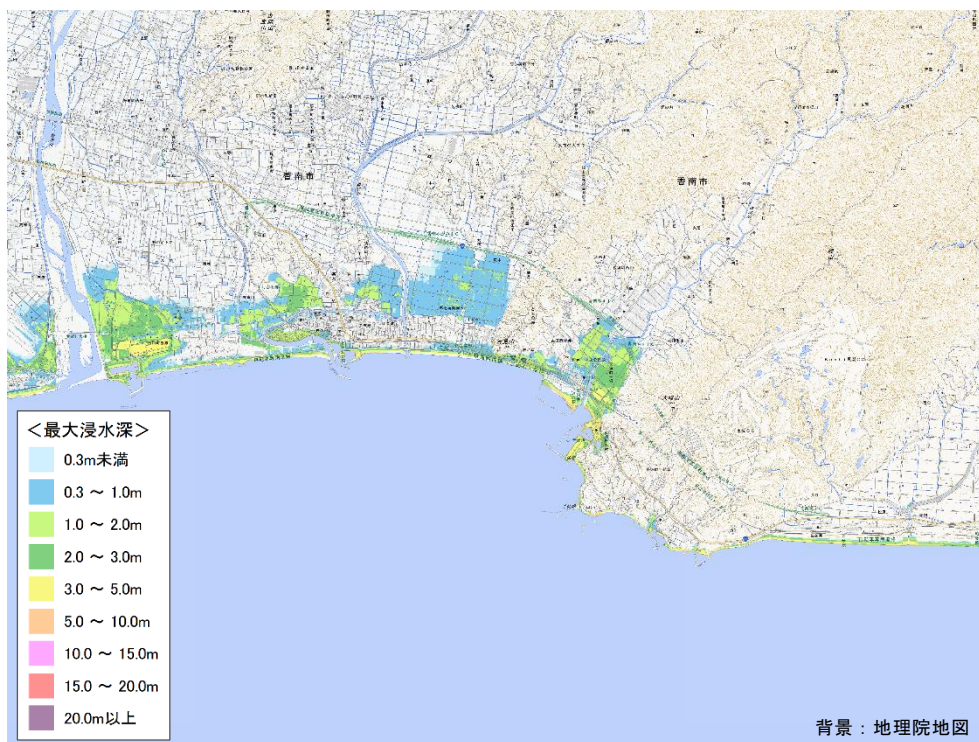


図 4 津波浸水予測図（L1）

出典：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成 24 年 12 月）」高知県

県が試算した市域の被害想定数値（死者数最大ケース）は、以下のとおりである。

表 5 香南市の被害想定（L1）【被災ケース 地震動・津波：L1】

想定項目		最大クラス	
		現状	対策後
建物棟数		21,400	
建 物 被 害	液状化（棟）	10	—
	揺れ（棟）	410	30
	津波（棟）	*	—
	急傾斜地崩壊（棟）	280	—
	地震火災（棟）	30	—
	合計（棟）	740	—
人口（H17 国勢調査）		33,563	
人 的 被 害 （ 死 者 数）	建物倒壊（人）	30	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—
	津波（人）	110	*
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	140	*
人 的 被 害 （ 負 傷 者 数）	建物倒壊（人）	560	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	40	—
	津波（人）	50	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	610	40～
（ 負 傷 者 の う ち 重 傷 者 数） 人 的 被 害	建物倒壊（人）	320	30
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	10	—
	津波（人）	20	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	—
	火災（人）	*	—
	ブロック塀（人）	*	—
	合計（人）	330	30～
避 難 者 数 1 日 後 の	指定避難所（人）	2,200	1,500
	指定避難所外（人）	1,200	780
	合計（人）	3,500	2,300

※「—：未算出」「*：若干名」 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

出典：「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）」高知県

② 長期浸水

南海トラフ地震に伴う被害のうち、地盤沈降による長期浸水被害に関する情報を平成 28 年 9 月に南海トラフ地震長期浸水予測図として高知県が公表している。

《長期浸水予測（L2）》

想定最大地盤沈降量：-1.6m（ケース③ 紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定）

想定対象潮位：T.P.+0.9m

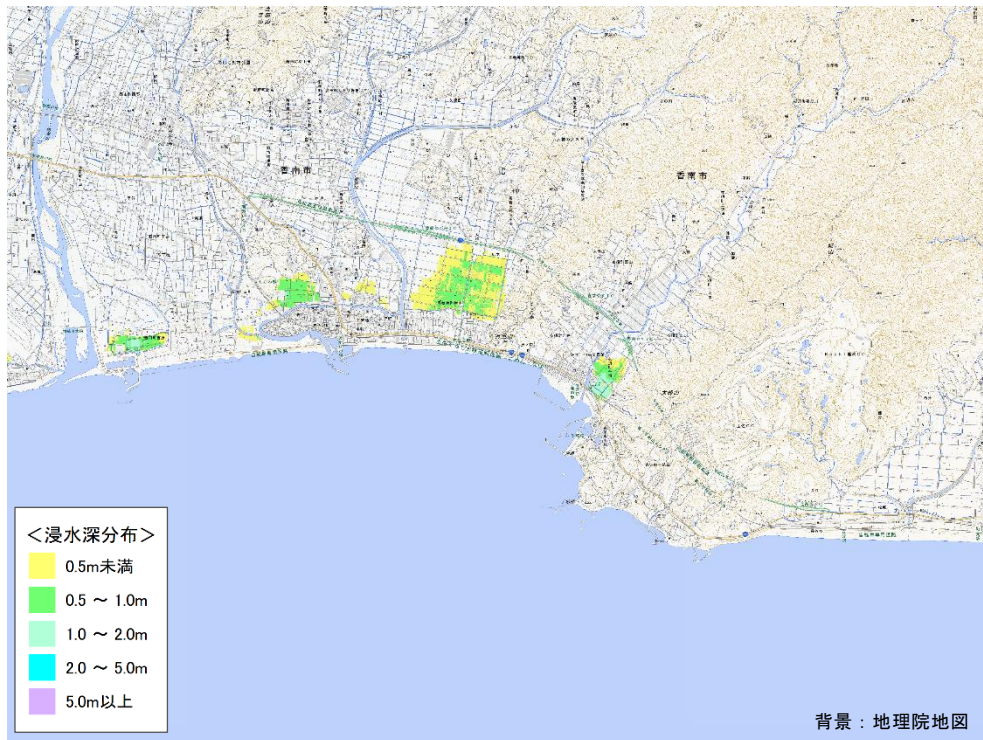


図 5 長期浸水予測図（L2）

出典：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成 24 年 12 月）」高知県

③ 風水害

香南市防災マップは、物部川の越水や決壊による浸水予想範囲、丘陵部・山地部の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流・区域）、沿岸部の津波による浸水想定区域に関する情報のほか、緊急避難場所や指定避難所の位置等の情報をわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを主な目的として平成27年3月に作成されている。

《浸水条件》

物部川がおおむね100年に1回程度起こる大雨によって増水し、堤防の越水や決壊による浸水予測

《マップ表示情報》

- 物部川の浸水想定区域
（浸水深：0.5m未満、1.0m未満、2.0m未満、5.0m未満、5.0m以上）
- 南海地震時の津波浸水予測（津波によって浸水が予想される範囲）
- 過去の風水害による浸水区域
（平成元年集中豪雨による浸水区域、平成16年台風23号による浸水区域）
- その他の危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流・区域）
- 国道、県道・主要地方道、土佐くろしお鉄道、南国安芸道路、河川、市町村界
- 土砂災害警戒区域（法指定区域）、急傾斜地崩壊危険区域（法指定区域）
- 警戒区域＋危険区域（法指定区域）
- 指定避難所、地区避難所、緊急避難場所

《その他情報》

- 緊急連絡先（火事・救急、警察、香南消防署、香南警察署、香南市役所）
- 浸水深の目安
- 避難情報・気象情報の伝達経路
- 避難勧告・避難指示、屋内退避の指示の発令目安
- 非常時出品のチェック表
- 避難時の心がけ、普段の心がけ
- 雨の降り方、气象台から提供される降雨に関する情報、災害伝言ダイヤルのかけ方
- 野市町避難所等、吉川町避難所等、赤岡町避難所等、香我美町避難所等、夜須町避難所等

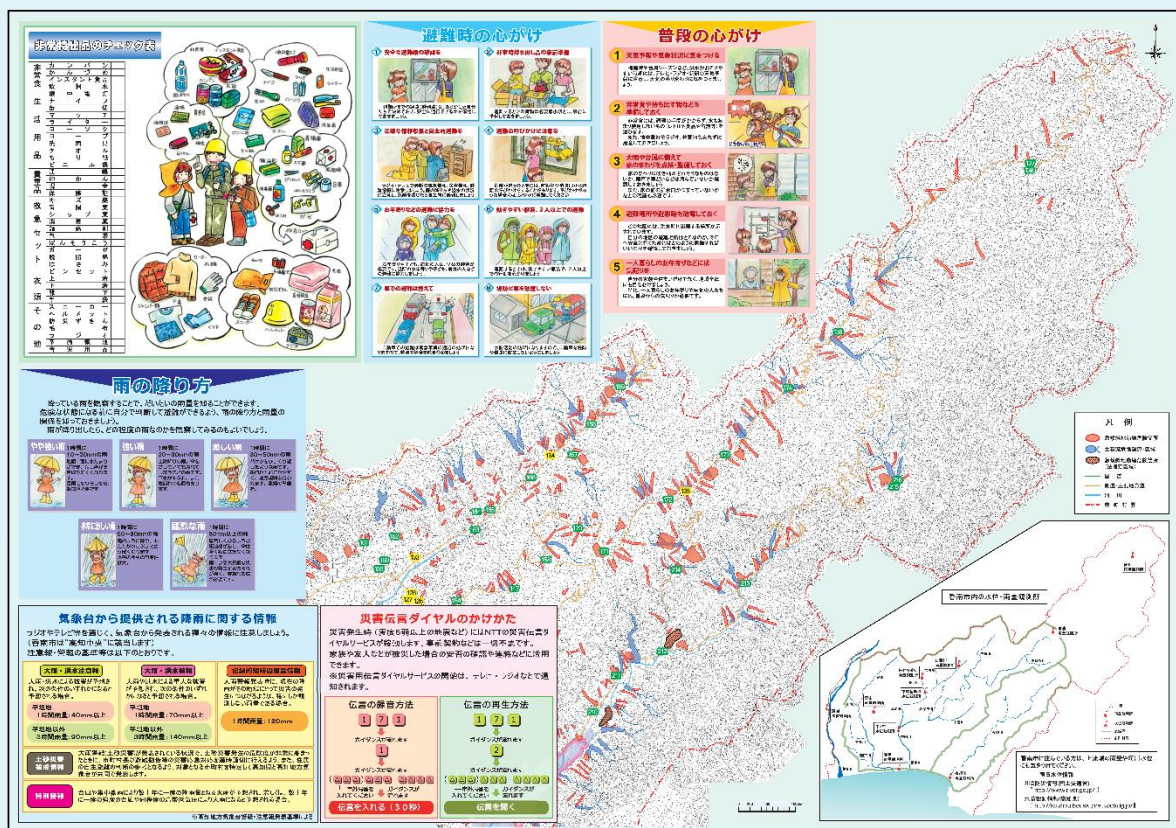
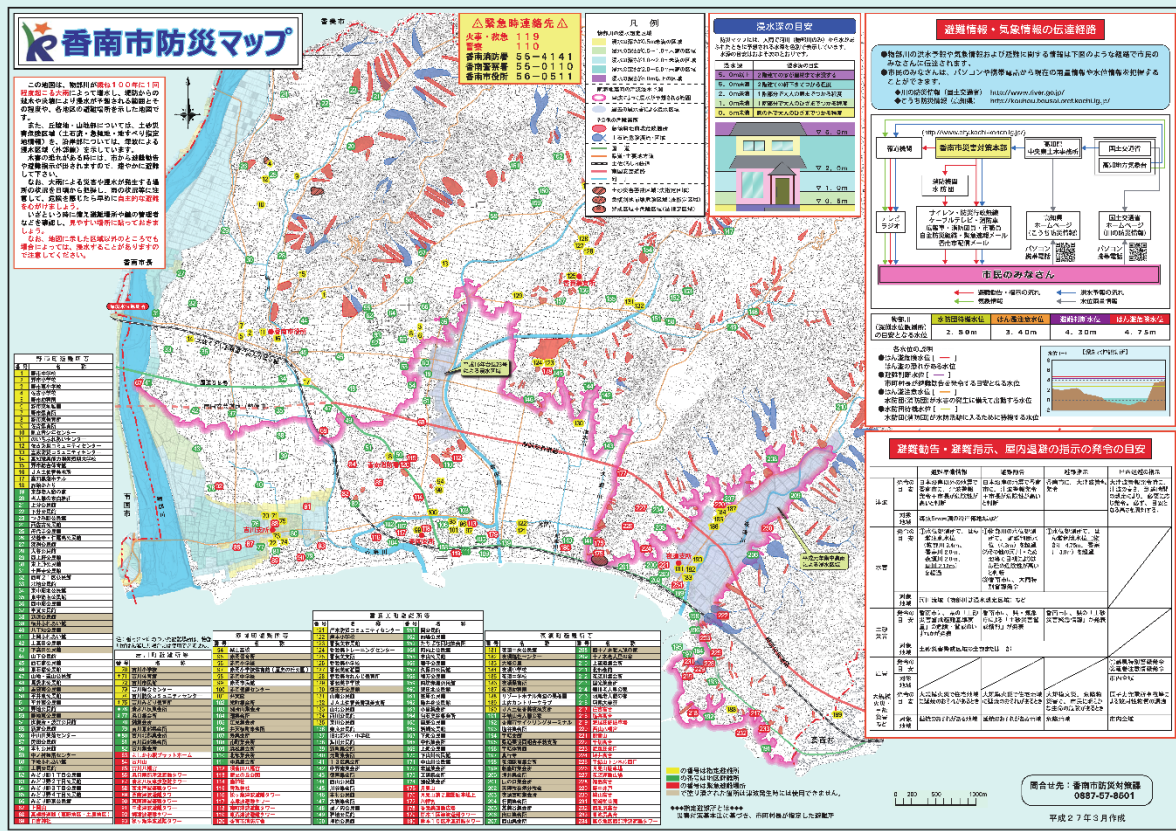


図 6 香南市防災マップ（平成 27 年 3 月作成）

3. これまでの主な取組

(1) 香宗川の治水対策

香宗川は、低平地部において川幅が狭く、河口付近で大きく蛇行しているため河床勾配が緩やかである。また、多数の井堰による堰上げや、昭和南海地震による地盤沈下等の影響で水害が頻発していた。

1966年(昭和41年)に国の中小河川改修事業採択を契機に本格的な治水事業が開始され、放水路の開削工事、香宗川及び支川山北川の築堤及び断面拡幅等の改修事業が2007年(平成19年)に完了した。



写真 2 河川改修



写真 3 放水路防潮水門の整備

(2) 浸食対策

高知県では、河川からの土砂供給量の減少や高波浪等による海岸浸食に対する対策として、海岸の環境整備を行っている。



写真 4 離岸堤の整備

(3) 津波避難対策

津波浸水が想定される沿岸部では、津波から命を守る対策として避難道・津波避難場所の整備や、助かった命をつなぐ対策として指定避難所の整備事業を実施している。



写真 5 津波避難場所（避難タワー）



写真 6 指定避難所（吉川防災コミュニティセンター）

(4) 水防訓練、防災学習

水害の頻発化・激甚化が懸念される中、大規模水害によるリスクに備えるとともに、地域の防災意識を向上するため、水防広報訓練や情報伝達訓練を中心とした実践的な訓練を実施している。

地震・津波や、風水害等の災害から命を守るための備え方を学ぶ講習会、助かった命をつなぐための避難所運営訓練といった防災学習も継続して実施している。



写真 7 平成 30 年度 物部川・仁淀川総合水防演習
出典：国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所



写真 8 避難所運営訓練（HUG 訓練）

第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 対象とする災害

本市の概況と災害リスクを踏まえ、本計画において対象とする大規模自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害	南海トラフ地震
	台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等を含む）
	大規模火災及び事故災害

(2) 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、国土強靱化基本計画における目標との調和を図り、以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定した。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 起きてはならない最悪の事態

基本目標や、事前に備えるべき目標の実現の妨げになる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国土強靱化基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本市の災害特性等を踏まえて、8つの事前に備えるべき目標に対し以下のリスクシナリオを設定する。

表 6 「29の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標1】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-3	地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
	1-5	風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・ 情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
【目標5】 経済活動を機能不全に陥ら せない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
	5-3	金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態
	5-4	食料等の安定供給が停滞する事態
【目標6】 ライフライン、燃料供給関連 施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとと もに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
【目標7】 制御不能な二次災害を発生 させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
	7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出する事態
	7-4	大規模事故災害による二次災害が発生する事態
【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前よ り強靱な姿で復興できる条 件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財等が損失する事態

(4) 施策分野

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策を分類するため、個別施策分野7項目と横断的分野5項目を設定する。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 地域防災	② 人材育成
③ 住環境	③ 官民連携
④ インフラ	④ 老朽化対策
⑤ 保健医療・福祉	⑤ 国・県との連携
⑥ 産業・エネルギー	
⑦ 情報通信	

(5) 評価手順

収集した施策等の情報を基に、脆弱性の評価を以下の手順で実施した。

- ① 起きてはならない最悪の事態を縦軸に、個別施策分野を横軸に配置した表（マトリクス表）を作成し、既存施策を整理
- ② マトリクス表を用いて、起きてはならない最悪の事態を横断的に整理し、現状の脆弱性を分析・評価

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					脆弱性の評価
	①行政機能	②地域防災	③	…	⑦	
1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	⋮					○…………… …………… ○ …… ○ ……
1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態		⋮				○ …… ○ ……
⋮						⋮
8-4) 文化財等が損失する事態						○ ……

図 7 マトリクス表を用いた脆弱性評価

2. 脆弱性評価結果

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や建物構造物が倒壊する」

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難道の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化が必要である。
- 市内の全ての保育所（7ヶ所）・幼稚園（4園）・小学校（7校）・中学校（4校）において耐震化工事が完了しており、定期的に学校施設の安全点検を実施する必要がある。
- 津波浸水区域内を含め、老朽化した市営住宅に対する対策が必要である。
- 図書館、公民館等の老朽化のため、継続して耐震等の確認を行う必要がある。
- 地震及び津波災害に備え、地盤液状化対策が必要である。
- 災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化が必要である。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」

- 子供や職員を二次部材の落下や家具転倒等から守るため、保育所・幼稚園・学校等に対する児童の居室等の設備・施設の対策が必要である。
- 災害時の破損等を防ぐため、公共建築物における建築設備や家具等の耐震化が必要である。

「ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」

- 避難道に面する危険性のあるブロック塀等の撤去や改修に要する費用を補助、点検の注意喚起を行うとともに、更なる家具転倒防止対策の普及や制度の周知を図る必要がある。
- ブロック塀や老朽住宅の倒壊、看板等の屋外広告物の落下は、市民への被害や避難行動、消火・救助活動の妨げになるため、啓発や支援制度を設ける等の対策が必要である。
- 居住の使用がなされていない空き家等が増加しており、台風時の倒壊や地震時の火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれがあるため、空き家を減少させるための取り組みが必要である。
- 建物倒壊による避難道の閉塞を防ぐためには、耐震診断義務付け対象建築物の診断未実施を解消し、耐震性が不足していると診断された建築物の耐震化が必要である。

「要配慮者や避難行動要支援者が避難できない」

- 保育所・幼稚園・小中学校の保護者との災害時における緊急連絡手段の確立が必要である。
- 避難行動要支援者の避難訓練を定期的実施し、伝達方法、避難方法、誘導等について検証を行う必要がある。
- 避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また、外国人対応要領を確立する必要がある。

「地域防災力が低いため避難できない」

- 緊急時の保育所・幼稚園・学校等の職員の行動計画、組織体制、緊急連絡体制を確立する必要がある。
- 市の災害対応力を向上するため、自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取り組みを進められるよう、災害対応研修等を行う必要がある。
- 保育所・幼稚園・学校等や事業所において防災マニュアル作成・提出を促すとともに、震災時に対応できるように平時より防災訓練等を実施する必要がある。
- 地震・津波情報を居住者等へ速やかに伝達するため、伝達体制の整備が必要である。
- 全国的に起こる災害の教訓等を継承し、各種防災施策や災害対応に活用する必要がある。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「津波から逃げきれない」

- 地震・津波情報を居住者等へ速やかに伝達するため、伝達体制の整備が必要である。
- 避難誘導や関係機関との連携に関する計画の策定が必要であり、また、計画に沿った行動がとれるよう訓練の継続が必要である。
- 各種ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上を啓発する必要がある。
- 避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、避難道、津波避難タワーを整備する必要がある。
- 防災人材の育成のため、市全課で防災対応に関する研修や実践的な防災訓練等の実施が必要である。
- 津波からの円滑な避難の確保のため、行政機関による自主防災組織等への指導等を検討する必要がある。また、地域特性を考慮した細部計画の策定を進める必要がある。
- 多くの市民に対して防災訓練等を通じて、避難意識の普及・啓発を行っていく必要がある。
- ブロック塀や老朽住宅の倒壊、看板等の屋外広告物の落下は、市民への被害や避難行動、消火・救助活動の妨げにも繋がるため、啓発や老朽住宅の撤去の支援制度を設ける等の対策を推進する必要がある。
- 将来的には津波リスクを踏まえて、保育所・幼稚園・小学校・中学校等公共施設を早期に規模の適正化を図る必要がある。
- 居住の使用がなされていない空き家等が増加しており、台風時の倒壊や地震時の火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれがあるため、空き家を減少させるための取り組みが必要である。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」

- 水門の老朽化のため、改修を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。
- 津波からの防護のため、津波や高潮対策を推進し、強靱な施設を整備する必要がある。
- 港湾・漁港管理施設の災害対応力を強化する必要がある。

「地域防災力が低いため避難できない」

- 災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、早期避難の啓発を行う必要がある。
- 市の災害対応力を向上するため、自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取り組みを進められるよう、災害対応研修等を行う必要がある。
- 避難所・避難場所等に関して、市民と情報共有を図りながら、ハザードマップの更新を進める必要がある。
- 防災に強い地域づくりを図るため、地区防災計画策定や防災人材育成、自主防災組織等の活性化が必要である。
- 土砂災害や津波等に対応した指定緊急避難場所を整備する必要がある。
- 通信手段の多重化や耐災害性の向上が必要である。

「避難行動要支援者が避難できない」

- 避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また、外国人対応要領を確立する必要がある。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-3) 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

「浸水の解消に時間を要する」

- 水門の老朽化のため、改修を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。
- 土砂災害や津波等に対応した指定緊急避難場所を整備する必要がある。
- 津波・高潮対策を推進し、強靱な施設を整備する必要がある。

「避難行動要支援者が避難できない」

○避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また、外国人対応要領を確立する必要がある。

【目標1】直接死を最大限防ぐ**1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態****「住宅等が土砂に巻き込まれる」**

○土砂災害の危険性を市民が認識し、確実な避難に繋げるため、国・県・市町村が連携し、情報伝達等の訓練、市民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。

○山地災害や地すべりを防止するため、治山事業や国土保全機能等の森林が有する多面的機能を高める林道を含む森林整備事業による防災・減災対策が必要である。

○農地の保全及び農村地域の市民の暮らしの安全を確保するため、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。

○有害鳥獣被害対策の補助制度の概要について、広報誌等で啓発する必要がある。

「地域防災力が低いため避難できない」

○防災に強い地域づくりを図るため、地区防災計画策定や防災人材育成、自主防災組織等の活性化が必要である。

○災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、関係機関や地域、学校等との更なる連携強化と効果的な訓練の実施により、早期避難の啓発を行う必要がある。

○激甚化する自然災害に対応するため、風水害観測体制を強化する必要がある。

○通信手段の多重化や通信設備の耐災害性の向上が必要である。また、構築されている連絡体制の実効性を高めるための訓練等の実施が求められる。

「避難行動要支援者が避難できない」

○避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また、外国人対応要領を確立する必要がある。

「インフラが機能しない」

○地震や大雨等による土砂災害を未然に防ぐため、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等ハード整備が必要である。

【目標1】直接死を最大限防ぐ**1-5) 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態****「風水害による浸水により被災する」**

○大規模水害に備え、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する必要がある。

○河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に推進する必要がある。

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施する等、地域の防災力向上を推進する必要がある。

○近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報等）を提供する体制の整備を推進する必要がある。

○物部川流域治水協議会を通じて、流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換を図り、あらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体の事前防災対策が必要である。

「地域防災力が低いため避難できない」

○防災に強い地域づくりのため、地区防災計画策定や防災人材育成、自主防災組織等の活性化が必要である。

○災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、早期避難の啓発を行う必要がある。

○通信手段の多重化や通信設備の耐災害性の向上が必要である。また、構築されている連絡体制の実効性を高めるための訓練等の実施が求められる。

「避難行動要支援者が避難できない」

○避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また、外国人対応要領を確立する必要がある。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」

○水害・地震・津波に対する河川の防災性の向上を図る必要がある。

○河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等の浸水が懸念されるため、維持管理等の対策が必要である。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態****「備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する」**

○避難所や避難場所、家庭、事業所での水・食料・燃料等の生活必需物資の備蓄整備が必要である。

○給水車、貯水タンク等の応急給水器具を確保する必要がある。

○災害当初の給水対応について早期復旧ができるよう、復旧計画策定や資機材の確保等の対策が必要である。

○迅速かつ円滑な物資供給を実現するため、物資配送計画及び避難所運営マニュアルの更新、物資集積場での要領とその訓練が必要である。

「支援物資が届かない」

○物資を迅速に被災地に届けるため、物資調達・輸送調整等支援システムの習熟訓練を行い、取扱い職員の増加を図る必要がある。

○県の物資配送計画と本市の物資配送計画との整合、連携を図る必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態****「孤立状態が続き生活ができなくなる」**

○防災情報通信システムの早期構築が必要である。また、実効性の向上のため、通信訓練の実施が必要である。

○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。

○非常時にも浄水装置が活用できるよう定期的な訓練等が必要である。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」

- 消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、地域の拠点となる消防屯所及び消防施設の点検を行う必要がある。
- 新庁舎での災害対策本部の体制、運営についての実施要領の確立が必要である。
- 総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化が必要である。

「応急活動を行う人員・資源が不足する」

- 物資を迅速に被災地に届けるため、拠点以降の物資配送計画策定が必要である。
- 消防団の地域拠点化、防災力強化を図るため、備蓄品や資機材等の整備が必要である。
- ヘリコプターの臨時離着陸場開設や搬入・搬出における体制整備が必要である。

「応急活動を効率的に展開できない」

- 災害時迅速な救助を行うため、関係機関との連携強化及び緊急消防隊の支援体制を整備する必要がある。
- 災害応急活動体制の細部の計画や協議に基づく防災関係機関との連携要領の確立、関係機関を交えた防災訓練が必要である。
- 県が策定している広域避難計画について継続的に見直しが必要である。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備が必要である。
- 災害時の交通の混乱を防ぐため、交通安全教室等による運転者に対する啓発等の対策を検討する必要がある。
- 災害発生時における帰宅困難者・観光客に対する支援対応策が必要である。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療を担う機関が機能を喪失する」

- 医療施設に対してBCP策定についての啓発が必要である。
- 災害時、迅速に救護活動ができるよう、災害拠点病院及び救護病院との更なる連携と意思疎通の強化が必要である。
- 災害時に指定した医療救護所に市内医療従事者が参集できるように啓発を行い、訓練等を通じて体制を整えていく必要がある。
- 災害時、円滑な医療活動のため、医療救護の資機材の整備が必要である。
- 市内医療機関等の耐震化は完了しているが、施設機能向上等の更なる拡充が必要である。
- 継続した医療ケアが必要な難病患者等の生命維持のため、医療救護体制の構築が必要である。
- 災害時も個別疾患等に対する医療体制を確保するため、重点継続要医療者の実態把握、マッピングを行う必要がある。
- 透析に関して、域外搬送や広域搬送も含め、県・医療機関との体制づくりや医療機関への搬送手段の確保、電源が確保された避難所の周知等の避難生活継続に必要な支援対応策が必要である。

「医療活動を行う人員・資源が不足する」

- 医療救護に必要な資機材、医薬品の備蓄体制の整備や患者の搬送手段の確保、救護所・調整本部・災害対策本部等の通信手段の整備を行う必要がある。
- 災害時における医療救護チーム等の医療従事者の確保のため、受援体制の構築が必要である。

「支援ルートの途絶」

- 広域避難計画について継続的に見直しが必要である。
- 救急患者の搬送体制について関係課と協議しながら整備する必要がある。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備が必要である。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物等を耐震化する必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態****「衛生環境が悪化する」**

- 避難所等での防疫対策活動を実施するための体制を整備する必要がある。
- 仮設トイレや携帯用トイレ資材等の備蓄を整備する必要がある。
- 火葬場やごみ焼却場等の衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料等の確保が必要である。

「避難所の環境が劣悪になる」

- 不特定かつ多数の者が出入りする施設における、災害時の無線通信機等の整備や非常用電源の確保等の措置要領の作成と機能向上が必要である。
- 本市の公衆衛生マニュアルに沿って避難所管理班との連携体制を構築し、衛生対策に努める必要がある。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態****「避難生活が長期化する」**

- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制整備が必要である。
- 被災者の住まいを速やかに確保するため、応急仮設住宅や災害公営住宅等の確保が必要である。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制整備が必要である。
- 建設型仮設住宅の入居者等に対する生活・健康等の支援体制を整備する必要がある。
- 避難所生活の長期化を防ぐため、応急借上住宅制度等の充実を図る必要がある。
- 災害廃棄物仮置場の更なる拡充が必要である。
- 仮設トイレや携帯用トイレ資材等の備蓄を整備する必要がある。

「避難所が供与できない」

- 地域集会所を耐震化する等、避難所の確保が必要である。
- 災害発生時における帰宅困難者・観光客に対する支援対応策が必要である。
- 市民館・地区公民館・小中学校・保育所・幼稚園への可搬式発電機の整備が必要である。
- 不特定かつ多数の者が出入りする施設における、災害時の無線通信機等の整備や非常用電源の確保等の措置要領の作成と機能向上が必要である。
- 指定緊急避難場所の整備において、早期の対応のため、通信システムを早期構築する必要がある。
- 避難所の機能充実のため、耐震性貯水槽と災害用貯留式トイレ整備を着実に実施する必要がある。
- 被災地に残された動物の収容及び餌の確保等について対策する必要がある。
- 指定避難所においては地域が主体となって開設、運営する避難所運営マニュアルの更新・見直しが必要である。

「避難所で感染症が集団発生する」

- 本市の公衆衛生マニュアルに沿って避難所管理班と連携し、衛生対策に努める必要がある。
- 避難所等での防疫対策活動を実施するための体制を整備する必要がある。

「災害関連死が発生する」

- 大規模災害に関する相談体制の整備のため、広報手段を選択して実施可能となるよう整備が必要である。
- 福祉避難所の収容可能数の拡大が必要である。
- 慢性疾患の悪化や感染症、栄養障害、食中毒やエコノミー症候群等の予防が必要である。
- 香南香美老人ホーム組合によって運営している2施設（三宝荘、白寿荘）は要介護高齢者が多く入所している施設であり、福祉避難所となる施設である。既存発電機は老朽化が進んでいるため、災害時停電になった場合の安定した電力供給が課題である。

「市民に十分な情報提供が行われない」

- 災害時の情報、被害状況を速やかに関係機関や市民、避難行動要支援者に周知するため、各種連携及び伝達手段の多重化を追求する必要がある。

【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する**3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態****「行政機関が迅速に災害対応できない」**

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、市の業務継続計画の実効性を高める必要がある。
- 職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図る必要がある。
- 新庁舎での災害対策本部の動員体制、運営についての実施要領の確立と徹底が必要である。

「施設が被災し行政機能を喪失する」

- 災害時に円滑な応急対策が実施されるよう、防災関係機関との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画策定が必要である。
- 防災拠点施設の整備として発電機や燃料等の確保が必要である。
- 罹災証明の発行を円滑にするため、住家被害認定士の更なる育成が必要である。
- 通信・放送設備の充実強化や耐災害性の向上が必要である。

「職員が参集できない」

- 自宅等で職員やその家族が被災することは参集人員の減少に直結するため、建築物の耐震化や家具の固定等の安全対策を職員に対して啓発する必要がある。
- 大規模災害時の即応体制の確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を進める必要がある。

【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**4-1) 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態****「災害情報や避難指示が伝わらない」**

- 香南市配信メール、緊急速報メール等の機能充実や、利用促進を図る必要がある。
- 通信・放送設備の充実強化や耐災害性の向上が必要である。
- 災害時の通信手段の確保のため、防災拠点等における公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備が必要である。
- 複数の通信手段等を活用した防災訓練を行い、実効性を高める必要がある。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

「事業所の被災により事業活動が維持できない」

- 災害時においても事業所等が速やかに事業を再開できるような体制を整備する必要がある。
- 消防本部が事業所に南海トラフ地震防災対策計画作成を促しており、対象施設に対して計画書の作成及び提出を促進する必要がある。
- 災害時にも重要業務を継続するため、事業者に対して消防計画及び予防規定の作成を促す必要がある。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、工場、事業所等の耐震化が必要である。
- 河川や漁港、海岸における津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、漂流物対策が必要である。
- ネット販売、キャッシュレス決済等の経済活動の確保のため、通信設備の充実強化や耐災害性の向上が必要である。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

「基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する」

- 防災対策課を始め各部署との連携により、安全かつ正常な交通が回復できるよう努め、交通の代替手段等への対応は県や関係機関と市の対策本部で連携して対処する必要がある。
- 基幹的交通ネットワークの地震・津波対策等の道路整備や橋梁の耐震補強が必要である。
- 香南市地域防災計画において重要路線に指定されている新宮深淵線（岩松工区・東野工区）は幅員が狭いため、車道及び歩道拡幅を行い、交通の円滑化、歩行者交通の改善を図る必要がある。
- 津波・高潮対策を推進し、強靱な施設を整備する必要がある。
- 緊急輸送道路を整備する必要がある。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態

「金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する」

- 災害発生時に通常の財務会計システムが停止した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアル作成等を検討する必要がある。
- 災害時に必要となる現金の保管方法及び職員への支給方法の検討が必要である。
- 指定金融機関と災害時の対応についての協議が必要である。
- ネット販売、キャッシュレス決済等の経済活動の確保のため、通信設備の充実強化や耐災害性の向上が必要である。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-4) 食料等の安定供給が停滞する事態

「生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない」

- 有害鳥獣被害対策の補助制度の概要について、広報誌等で啓発を行う必要がある。
- 早期に生産・流通活動を再開するため、業界団体による事業継続体制が必要である。
- 農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐためにはハウスの強靱化が必要であることから、その必要性や支援制度の周知を図り、対策を着実に推進する必要がある。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」

- ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保、重要施設までの交通ルートの確保等が必要である。
- ライフライン事業者との更なる連携強化や地域毎の対応要領に関する情報の共有・広報が必要である。
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するため、災害対応型SSの整備が必要である。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道の供給が長期にわたり停止する事態

「上水道等が長期にわたり供給停止する」

- 飲料水や生活水の確保のため、水道施設の耐震化、老朽化対策が必要である。
- BCPに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める必要がある。
- 応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧の体制が必要である。
- 井戸水や浄水器等の使用、河川水や海水等の活用により、災害時の生活水の水源を確保する必要がある。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等が長期にわたり機能停止する事態

「汚水処理施設等が長期にわたり機能停止する」

- 下水道の安全対策として、下水道施設の耐津波対策や下水道BCPの見直しを行う必要がある。
- 下水道施設の応急復旧体制の構築が必要である。
- 発災後に長期浸水域外の市民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備が必要である。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」

- 交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅・沿道建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却が必要である。
- 基幹的交通ネットワークの地震・津波対策等の道路整備や橋梁の耐震補強が必要である。
- 県や関係機関と連携を図りながら、災害時の交通の代替手段について検討し、安全かつ正常な交通が回復できるよう連携体制の強化が必要である。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

「地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する」

- 緊急水利として災害時に有効活用するため、プールの消防用水の利用を検討する必要がある。
- 消火栓使用に関して、配水管の耐震化が遅れている。また、消火栓使用不能に備え、配水池の耐震化が必要である。
- 耐震・耐火性能に優れた良好な建物への建替えが必要である。
- 円滑な消火活動を行うため、地域の消防団員の確保や団員の活動時の安全装備等の充実が必要である。
- 応急体制整備のため、関係課の連携及び関係機関への要請・要領等の整備と防災訓練を積み重ねていく必要がある。
- 自主管理施設等に対して出火防止対策を図る必要がある。
- 燃料タンクの重油流出による火災等の被害を防ぐため、防油堤や重油流出防止付きタンクの整備が必要である。
- 一般家庭、事業所における感震ブレーカーや住宅用火災警報器の普及、地震時の電気及びガスの遮断操作の指導が必要である。
- 関係諸法令に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の実施が必要である。
- 危険物施設を保有する事業所と連携し、地震・津波時の応急体制の確立と防災訓練を行い、体制強化を図る必要がある。
- 居住の使用がなされていない空き家等が増加しており、台風時の倒壊や地震時の火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれがあるため、空き家を減少させるための取り組みが必要である。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「ため池等の損壊により二次災害が発生する」

- 災害後は火災、土砂災害、建物倒壊、浸水等の二次災害の防止対策を実施するため、危険箇所の早期把握や関係機関、市民に周知を図る等の体制整備の検討を行う必要がある。
- 地震等によるため池決壊を防ぐため、改修や補強、耐震化が必要である。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策が必要である。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出する事態

「有害物資の大規模拡散・流出が発生する」

- 海難等が発生し重油等が流出した場合は国・県と連携をとり、応急体制の構築を図る必要がある。
- 燃料タンク等の安全対策の推進として、津波浸水区域にある対象施設の高台移転を指導する必要がある。
- 地域防災計画を基準に必要な細部計画を作成し、防護対策や市民に対して備蓄等の啓発を行う必要がある。
- 有害物質の拡散・流出を防止するため、関係事業者による地震・津波対策を考慮した貯蔵取扱いや有害物質の流出防止措置の徹底等を促進する必要がある。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-4) 大規模事故災害による二次災害が発生する事態

「大規模事故災害による二次災害が発生する」

- 大規模災害に関する応急対策活動体制の確立のため、職員に細部についての認識の共有を図る必要がある。また、市民に対しての災害広報の方法について検討する必要がある。
- 鉄道災害の対応やその要領等について、土佐くろしお鉄道と協議し共通の認識を共有するとともに、防災訓練や防災学習等を相互に検討する必要がある。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる」

- 被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、都市復興のための事前準備や復興方針の検討を行う必要がある。
- 地震・津波・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査の迅速化・効率化が必要である。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画の見直しが必要である。
- 一次・二次仮置場の確保や最終処分場の確保等について、事前に取り組むことが必要である。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」

- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりが必要である。
- 応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する必要がある。
- 地震保険の加入やBCPの策定等、市民や事業者による事前の備えを促進する必要がある。
- 罹災証明の発行を円滑にするため、住家被害認定士の更なる育成が必要である。
- 通信・放送施設を含む産業基盤や公共施設及び公用施設の高台等へ移転を進め、津波による人命等の被害を軽減する取組みを行う必要がある。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建造物が災害により損壊する」

- 文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策が必要である。
- 市民共有の財産である文化財を次世代に継承し、文化財の保護・復旧ができるよう、関係団体等との協力・連携体制の強化が必要である。

第4章 強靱化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとに整理した脆弱性評価結果を踏まえ、最悪の事態を回避するための施策を推進方針として策定した。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や建物構造物が倒壊する」ことの回避

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難道の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

○保育所（7ヶ所）・幼稚園（4園）・小学校（7校）・中学校（4校）において、定期的な学校施設等の安全点検及び必要に応じた防災機能強化・老朽化対策を推進する。

○地震及び津波災害に備え、地盤液状化対策を推進する。

○住環境整備事業等を活用し、災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化を推進する。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことの回避

○保育所・幼稚園・学校・避難所等においてオープン廊下、踊り場、トイレ、手洗い場、更衣室、配膳室、倉庫等も含めて照明器具落下防止対策やガラス飛散防止対策を推進する。

○地震による建物被害を防止し、機能継続を図るため、住環境整備事業等を活用して建物、天井等の非構造部材、建築設備、家具の耐震化等を図り、建築物の総合的な安全対策を推進する。

○家具転倒防止器具等購入費の補助や取付の支援を実施する。

「ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」ことの回避

○避難道に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去や改修に要する費用の補助、点検の注意喚起を行う。

○学校、社会福祉施設、県有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員等が死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。

○看板等の屋外広告物の落下や倒壊の防止対策について啓発等を検討する。

○大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業に基づき、耐震診断の必要性や補助制度についての周知により耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された建築物に対して支援を行い、建築物の耐震化を促進する。

「要配慮者や避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

○災害時の緊急連絡手段として、保育所・幼稚園・小中学校の保護者のeメッセージ登録に対する啓発を推進する。

○要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認等の支援対策の充実強化を図り、避難訓練の定期的な実施等、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

○避難行動要支援者の個別計画策定を推進する。また、外国人対応要領の確立を検討する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

○緊急時の保育所・幼稚園・学校の職員の行動計画、組織体制、緊急連絡体制について検証するとともに、防災訓練等により実効性の向上を図る。

○市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修を実施する。

○保育所・幼稚園・学校等や事業所において防災マニュアル作成を促すとともに、震災時に対応できるように平時より防災訓練等を実施する。

○地震・津波情報の正確かつ迅速な伝達手段を確立するため、放送関係機関との連携を図る。

○過去の災害の被害状況等や毎年全国的に起こる災害の教訓等を継承し、引き続き各種防災施策や災害対応への活用を推進する。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「津波から逃げきれない」ことの回避

○地震・津波情報の正確かつ迅速な伝達手段を確立するため、放送関係機関との連携を図る。

○避難計画等マニュアルに沿った行動をとれるよう防災訓練の実施を推進する。

○指定緊急避難場所等を記載した地域版ハザードマップ記載情報の更新・追加を行い、「香南市防災ガイドブック」（仮称）との連携を進める。

○香南市津波避難計画の見直しを行うとともに、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために、都市防災総合推進事業により、避難道、津波避難タワー、誘導看板を整備する。

○市全課で防災対応に関する研修や実践的な防災訓練の実施、救急救命講習及び応急手当講習による基礎的な応急処置の習得等により、防災人材の育成を推進する。

○市民が津波から速やかに避難するため、行政機関による災害情報の的確な収集、自主防災組織等への指導、救助救急等の対策を検討する。また、地域特性を考慮した細部計画の策定を進める必要がある。

○防災訓練・防災教育を通じて、市民の避難意識の向上を図る。

○学校や保育所・幼稚園、社会福祉施設（隣保館等も含む）、県有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員等が死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用し対策を推進する。

○看板等の屋外広告物の落下や倒壊の防止対策について啓発等を検討する。

○津波浸水区域に位置する保育所、幼稚園、小学校、中学校等公共施設は、将来的には津波リスクを踏まえて移転集約が望ましく、早期に規模適正化計画の策定を進める。

○大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

○南海トラフ地震対策は、突発で発生する地震への対応が基本となるが、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、本市の地域防災計画の見直しや津波避難計画の見直し、事業者（医療施設、社会福祉施設を含む）の地震対策の見直しの支援を行う。また、市民に対する臨時情報の啓発も実施する。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことの回避

○津波浸水被害を防止・軽減するため、夜須川の改修を推進する。

○最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、関係機関と協力し河川・海岸堤防の耐震化や水門の自動化・遠隔操作化、漁港施設の機能強化等、強靱な津波・高潮対策施設の整備を推進する。併せて、国直

轄事業の導入や直轄事業並みの事業推進に向けて、予算の重点配分や新たな財政支援制度の拡充等、国の積極的な財政支援及び国直轄事業による事業の推進等の技術的支援を受けられるよう、国・県等の関係機関とも連携して取り組む。

- 災害時における沿岸漁業ネットワークの整備や、漁協支所単位での避難計画等のマニュアル策定を推進する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

- 関係機関や地域、学校等との更なる連携強化と効果的な訓練の実施が重要であり、災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、早期避難の啓発を行う。また、不特定多数の人が出入りする施設に関しては避難計画策定を啓発する。

- 市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修を実施する。

- 市民とハザードマップ更新時における情報の共有や、指定緊急避難場所への避難要領等を検討する。

- 地域防災力強化を図るため、地区防災計画策定や防災人材育成、資機材費用の補助制度活用による自主防災組織等の活性化を推進する。

- 土砂災害や津波等へ対応した指定緊急避難場所の整備を推進する。

- 災害時に活用する衛星携帯やネット回線、トランシーバー等各種通信手段については活用場面ごとに整理して多重化、複線化を図り、開発中のシステムを含め整理し、通信設備の充実強化を図る。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者の個別計画策定を推進する。また、外国人対応要領の確立を検討する。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-3) 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

「浸水の解消に時間を要する」ことの回避

- 津波浸水被害を防止・軽減するため、夜須川の改修を推進する。

- 土砂災害や津波等へ対応した指定緊急避難場所の整備を推進する。

- 排水機場、樋門、排水路等の関係機関による情報共有を踏まえた排水計画を検討する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者の個別計画策定を推進する。また、外国人対応要領の確立を検討する。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅等が土砂に巻き込まれる」ことの回避

- 土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強等を住環境整備事業等の活用により推進する。

- 地すべり、崖崩れが予想される地区を巡回し、関係課での連携強化を図る。

- 土砂災害の危険性を市民が認識し、確実な避難に繋げるためには、国・県・市町村が連携し、情報伝達等の訓練や、市民へのがけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、移転等の啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりを推進する。

- 土砂災害や宅地の崩壊に対し、ハザードマップ等による市民への注意喚起を推進する。

- 土砂災害による著しい危害のおそれのある地域については、新規の宅地造成工事への指導、規制を推進する。

- 落石や法面崩壊を未然に防ぎ、発災後の早期通行を可能とするため、法面对策を推進する。
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 有害鳥獣被害対策の補助制度の概要について、引き続き広報誌等で啓発する。
- 山地災害や地すべりを防止するため、治山事業を推進するとともに、国土保全機能等の森林が有する多面的機能を高めるため、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の活用により、林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

- 防災に強い地域づくりを図るため、地区防災計画策定や防災人材育成、資機材費用の補助制度活用による自主防災組織等の活性化を推進する。
- 災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、関係機関や地域、学校等との更なる連携強化を図り、効果的な防災訓練により早期避難の啓発を行う。
- 風水害等が予想される際の判断材料となる雨量や河川水位等、各種情報の把握を適時適切に行うとともに、関係機関との会同や防災訓練により連携強化を図る。そのため、情報収集等も含めた訓練の工夫や機会の増加について検討する。
- 災害時に活用する衛星携帯やネット回線、トランシーバー等各種通信手段については活用場面ごとに整理して多重化、複線化を図り、開発中のシステムを含め整理し、通信設備の充実強化を図る。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 避難行動要支援者の個別計画策定を推進する。また、外国人対応要領の確立を検討する。

「インフラが機能しない」ことの回避

- 地震等による土砂災害を未然に防ぐため、砂防施設や急傾斜崩壊防止施設等のハード整備を推進する。

【目標1】直接死を最大限防ぐ

1-5) 風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「風水害による浸水により被災する」ことの回避

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や、広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門・ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。
- 河川堤防や水門・樋門・ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に推進する。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携し水防演習を実施する等、地域の防災力向上を推進する。
- 近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報等）を提供する体制の整備を推進する。
- 地すべり、崖崩れ等が予想される地区を巡回し、関係課での連携強化を図る。
- 風水害の危険性を市民が認識し、確実な避難に繋げるためには、国・県・市町村が連携し、情報伝達等の訓練や、市民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりを推進する。
- 物部川流域治水協議会を通じて、流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換を図り、あらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体の事前防災対策を推進する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことの回避

- 防災に強い地域づくりを図るため、地区防災計画策定や防災人材育成、資機材費用の補助制度活用による自主防災組織等の活性化を推進する。
- 災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、関係機関や地域、学校等との更なる連携強化を図り、効果的な防災訓練により早期避難の啓発を行う。
- 災害時に活用する衛星携帯やネット回線、トランシーバー等各種通信手段については活用場面ごとに整理

して多重化、複線化を図り、開発中のシステムを含め整理し、通信設備の充実強化を図る。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

○避難行動要支援者の個別計画策定を推進する。また、外国人対応要領の確立を検討する。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことの回避

○国・県及び流域関係市町村と連携して計画的な河川改修を促進し、水資源の確保や水害・地震・津波に対する防災性の向上を図る。

○農業用排水路等の老朽設備の更新等の農地防災対策及び農地保全対策を順次進めるとともに、市民と連携しながら、適切な維持管理を推進する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

「備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する」ことの回避

○避難所や避難場所、家庭、事業所での水・食料・燃料等の生活必需物資の備蓄整備を推進する。

○避難生活における飲料水の確保のため、給水車・貯水タンク等保管場所整備の検討を行う。

○災害当初の給水対応について、応急給水体制の整備や復旧計画の策定を推進する。また、企業等の取水井の災害時利活用についての協定を推進する。

○迅速かつ円滑な物資供給のため、物資の配分や輸送要領等の細部計画を作成し、実効性を高めていく。

「支援物資が届かない」ことの回避

○物資を迅速に被災地に届けるため、物資調達・輸送調整等支援システムの運用方法の習熟を図る。

○県の物資配送計画と本市の物資配送計画と連携し、輸送路の早期復旧を図る。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

「孤立状態が続き生活ができなくなる」ことの回避

○集落との連絡通信手段を確保するため、防災情報通信システムの早期構築を図る。また、実効性の向上のため、通信訓練の実施を推進する。

○集落が孤立した場合の要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を進める。

○孤立状態が長期に及び場合、命をつなぐことができるよう飲料水確保のための浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

○地域の拠点となる消防屯所及び消防施設の整備を検討する。

○新庁舎での災害対策本部の体制、運営についての実施要領の確立と徹底を図る。

○住環境整備事業等を活用した総合防災拠点内の施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老

朽化対策や非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保を推進する。

「応急活動を行う人員・資源が不足する」ことの回避

- 物資配送における、拠点施設以降の物資配送計画について策定を検討する。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防・消防団の資機材や安全装備品を計画的に整備・更新し、装備の充実を図る。
- ヘリコプターの臨時離着陸場開設や搬入・搬出における体制整備を推進する。

「応急活動を効率的に展開できない」ことの回避

- 災害時迅速な救助を行うため、関係機関連携の強化及び緊急消防隊の支援体制を整備する。
- 災害応急活動体制の細部の計画や協議に基づく防災関係機関との連携要領の確立、関係機関を交えた防災訓練実施を図る。
- 県が策定している広域避難計画の本市が関わる箇所の見直しを行い、県と連携し計画の実効性を高めていく。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 災害時の交通の混乱を防ぐため、警察や交通安全協会等と連携し、交通安全教室等により運転者に対する啓発や交通広報の細部要領等の作成を推進する。
- 一斉帰宅による混乱発生を防止するため、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

- 医療施設のBCP策定を啓発する。
- 指定した医療救護所に参集できるよう市内医療従事者に周知を図り、訓練等を通じて災害拠点病院及び救護病院との更なる連携と意思疎通の強化と体制を整備する。また、香南市医療救護行動計画を随時バージョンアップする。
- 医療施設や社会福祉施設の資機材について、滞在に必要な水・食料・資材等の整備を推進する。
- 市内医療機関等の施設機能向上等の更なる拡充を図る。
- 災害時、安否確認が迅速に行えるよう重点継続要医療者の実態把握、マッピングを検討する。
- 透析に関して、域外搬送や広域搬送も含め、県・医療機関との体制づくりや医療機関への搬送手段の確保、電源が確保された避難所の周知等の避難生活継続に必要な支援対策を検討する。
- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、建築物の耐震化について住環境整備事業等を活用して対策を推進する。

「医療活動を行う人員・資源が不足する」ことの回避

- 医療救護所訓練を実施し、医療救護に必要な資機材、医薬品の備蓄体制の整備や患者の搬送手段の確保、救護所・調整本部・災害対策本部等の通信手段の整備を推進する。
- 災害時における医療救護チーム等の医療従事者の確保のため、受援体制の構築を図る。
- 円滑な医療活動を行うため、合同訓練等を実施し、医師会との連携体制づくりを推進する。

「支援ルートの途絶」ことの回避

- 県が策定している広域避難計画の本市が関わる箇所の見直しを行い、県と連携し計画の実効性を高めていく。
- 災害時における救急患者等の搬送体制の確保のため、搬送については関係課と連携し協議しながら進めていく。また、市外からの後方支援を確保するよう検討する。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅・沿道建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、道路の補修等を住環境整備事業等を活用し、着実に推進する。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

「衛生環境が悪化する」ことの回避

- 避難所で滞在中に体調が悪化することを防ぐため、防寒用品や簡易トイレ、消毒物品等の資機材の整備や感染防止等の健康教育資材の整備を推進する。
- 保健衛生対策として、講習会等への参加や防疫班、検疫体制等の整備を図る。
- 火葬場やごみ焼却場等の衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料等資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。
- 円滑な遺体対応のための火葬体制の整備や仮埋葬地の確保を進める。

「避難所の環境が劣悪になる」ことの回避

- 不特定かつ多数の者が出入りする施設における非常用電源や燃料、通信設備等の措置要領の作成を行い、また実効性を高めるための訓練を実施する。
- 本市の公衆衛生マニュアルに沿って避難所管理班と連携し、衛生対策に努める。

【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

「避難生活が長期化する」ことの回避

- 避難所でのボランティア等の活用が図られるよう、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割を明確にする。
- 住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携しながら、応急仮設住宅や災害公営住宅、応急借上住宅制度の充実等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。
- 罹災証明書の発行を円滑にするため、住家被害認定士の育成を推進する。
- 建設型仮設住宅を建設した際、入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制の整備を推進する。
- 災害廃棄物仮置場の確保のため、更なる拡充を進める。
- 仮設トイレや携帯用トイレ資材等の備蓄を整備し、必要数の準備を行う。

「避難所が供与できない」ことの回避

- 住環境整備事業等を活用し、地域集会所を耐震化する等、避難所の確保を推進する。
- 多くの避難者の発生が想定されるため、事業者との連携した避難所の確保等の対策を検討する。
- 帰宅困難者の安全確保のため、避難誘導等の実施、備蓄品の確保、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行う支援対策を検討する。
- 災害時の非常用電源確保のため、市民館・地区公民館・小中学校・保育所・幼稚園への可搬式発電機の整備を推進する。
- 不特定かつ多数の者が出入りする施設における非常用電源や燃料、通信設備等の措置要領の作成を行い、また実効性を高めるための訓練を実施する。
- 指定緊急避難場所の整備において、災害時に市域の報告や連絡の途絶が少なく、早期の対応のために通信システムを早期に構築する。
- 避難所の機能充実のため、耐震性貯水槽と災害用貯留式トイレ整備を着実に実施する。
- 市民、獣医師会、動物愛護団体等と連携し被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置を迅速に行うよう努める。

○円滑な避難所運営のため、避難所運営マニュアル等の更新・見直しを行うとともに、避難所運営訓練の実施、初動訓練を実施する。

「避難所で感染症が集団発生する」ことの回避

- 本市の公衆衛生マニュアルに沿って避難所管理班と連携し、衛生対策に努める。
- 避難所で滞在中に体調が悪化することを防ぐため、防寒用品や簡易トイレ、消毒物品等の資機材の整備や感染防止等の健康教育資材整備を推進する。
- 体育館や校舎は災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化（バリアフリー化も含む）を進める。

「災害関連死が発生する」ことの回避

- 大規模災害に関する相談体制の整備のため、防災行政無線やエリアメール、ホームページ等広報手段を選択し実施可能となるよう整備を推進する。
- 福祉避難所の収容可能数拡大に向け検討する。
- 感染症や食中毒予防のための衛生管理の徹底、慢性疾患やエコノミー症候群への対応のため、巡回医療や健康相談を実施する体制を構築する。また、被災者の心のケアを充実させるため受援体制の整備に努める。
- 香南香美老人ホーム組合によって運営している2施設（三宝荘、白寿荘）において、災害時停電になった場合に備え、電力供給を行う自家発電装置の整備を推進する。

「市民に十分な情報提供が行われない」ことの回避

- 災害時の情報、被害状況を速やかに関係機関や市民・避難行動要支援者に周知するため、各種連携及び伝達手段の多重化を進める。

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

「行政機関が迅速に災害対応できない」ことの回避

- 市の業務継続計画の定期的な見直しや、防災訓練実施により実効性を高める。
- 防災活動の円滑な推進を図るため、防災教育等を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図る。
- 新庁舎での災害対策本部の動員体制、運営についての実施要領の確立を推進する。

「施設が被災し行政機能を喪失する」ことの回避

- 災害応急活動体制の立ち上げにあたり、細部計画作成や協議に基づく防災関係機関との連携を図る。
- 県外からの応援職員や応急救助機関、医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため各部班等の受援に関し細部計画を検討する。
- 防災拠点施設として庁舎の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機器・経路、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- 通信・放送設備の充実強化や耐災害性の向上を推進する。
- 地震による建物被害を防止し、機能継続を図るため、住環境整備事業を活用し建物、天井等の非構造部材、建築設備、家具の耐震化等を図り、建築物の総合的な安全対策を推進する。
- 罹災証明の発行を円滑にするため、住家被害認定士の更なる育成を推進する。

「職員が参集できない」ことの回避

- 職員やその家族が被災することで参集人員が減少することを防ぐため、住環境整備事業等を活用し、建築物の耐震化や家具の固定等の安全対策を職員に対して啓発する。
- 大規模災害時の即応体制の確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。

【目標4】必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

「災害情報や避難指示が伝わらない」ことの回避

- 市民に避難勧告等の情報を確実に伝達するため、香南市配信メールや緊急速報メールの登録を推進する。
- 災害時に活用する各種通信手段については活用場面ごとに整理して多重化、複線化を図り、通信設備の充実強化を図る。また、複数の通信手段等を活用した訓練を行い、実効性を高める。
- 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備支援事業等を活用した予算確保を行い、防災拠点等における公衆無線 LAN 環境の整備と通信機器・経路の耐災害性強化を推進する。
- 通信・放送設備の充実強化や耐災害性の向上を推進する。
- 難聴世帯に対して個別受信器設置等の整備を推進する。
- 市によるラジオ放送実施要領の整備を行い、災害発生時における放送の確保を図る。
- 感染症対策による分散避難を推奨するにあたり、家族親戚間での安否情報の確認手段や、市からの防災情報発信手段、市と避難者間での相互の情報共有手段の確保を検討する。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

「事業所の被災により事業活動が維持できない」ことの回避

- 事業者のBCP策定にあたり国等の補助制度を充実させ、策定を推進する。
- 災害時にも重要業務を継続するため、事業所に対し南海トラフ地震防災対策計画や消防計画及び予防規定の作成、提出の促進に努める。
- 災害時における地域の自主防災組織等と事業所の連携を図り、災害対応力の強化を促進する。
- 従業員の被災は事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用し事業所の耐震化を推進する。
- ネット販売、キャッシュレス決済等の経済活動の確保のため、通信設備の耐災害性の向上を推進する。
- 河川や漁港、海岸における津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、国・県と連携を図り、漂流物対策を推進する。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

「基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する」ことの回避

- 県や関係機関と連携を図りながら災害時の交通の代替手段について検討し、安全かつ正常な交通の回復に努める。
- 計画的な橋梁の修繕等の維持管理を推進し、橋梁の安全性・信頼性を確保する。
- 基幹的交通ネットワークの地震・津波対策等の道路整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。
- 災害時における交通安全施設についての細部計画を作成し、県と連携しながら防災機能の強化を図る。
- 香南市地域防災計画において重要路線に指定されている新宮深淵線（岩松工区・東野工区）は幅員が狭いため、車道及び歩道拡幅、交差点改良を行い、交通の円滑化、歩行者交通の改善を図る。
- 最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、関係機関と協力し河川・海岸堤防の耐震化や水門の自

動化・遠隔操作化、漁港施設の機能強化等、強靱な津波・高潮対策施設の整備を推進する。併せて、国直轄事業の導入や直轄事業並みの事業推進に向けて、予算の重点配分や新たな財政支援制度の拡充等、国の積極的な財政支援及び国直轄事業による事業の推進等の技術的支援を受けられるよう、国・県等の関係機関とも連携して取り組む。

○緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等を活用し住宅・沿道建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、道路の補修等の実施を推進する。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態

「金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する」ことの回避

- 災害発生時に通常の財務会計システムが停止した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアル作成等を検討する。
- 災害時に必要となる現金の保管方法及び職員への支給方法を検討する。
- 指定金融機関との災害時の対応についての協議を実施する。
- ネット販売、キャッシュレス決済等の経済活動の確保のため、通信設備の耐災害性の向上を推進する。

【目標5】経済活動を機能不全に陥らせない

5-4) 食料等の安定供給が停滞する事態

「生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない」ことの回避

- 農作物等を鳥獣被害から守るため、防護柵等の対策を推進するとともに、有害鳥獣被害対策の補助制度の概要について、広報誌等で啓発する。
- 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。
- 農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐためにはハウスの強靱化が必要であることから、その必要性や支援制度の周知を図り、対策を着実に推進する。
- 被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策を推進する。

【目標6】ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことの回避

- 防災拠点や指定避難所等へ生活に必要なライフライン供給を速やかにできるよう、対策を推進する。
- ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保、重要施設までの交通ルートの確保を推進する。
- ライフライン施設の復旧計画等の共有と役割分担等の協議を行い、ライフライン事業者との更なる連携の共有や地域等に対する対応要領に関する情報の共有・広報を進める。
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するため、災害対応型SSの整備を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道の供給が長期にわたり停止する事態

「上水道等が長期にわたり供給停止する」ことの回避

- 飲料水や生活水の確保のため、水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。
- BCP 策定にあたり、国等の補助制度の充実を図り、BCP に基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める。
- 応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧の体制を整備する。
- 災害時の生活水の水源を確保するため、上水道未普及地域において井戸水や谷水を取水するための浄水器の整備や、企業等の取水井の災害時利活用に関する協定締結を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等が長期にわたり機能停止する事態

「汚水処理施設等が長期にわたり機能停止する」ことの回避

- 下水道施設の耐津波対策や下水道 BCP の見直しを推進する。
- 下水道施設の応急復旧体制の構築と防災訓練により実効性を向上させ、安全対策を強化する。
- 発災後に長期浸水域外の市民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を推進する。

【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」ことの回避

- 住環境整備事業等を活用し、交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅・沿道建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却等を推進する。
- 橋梁の耐震補強工事を推進し、災害発生時の道路ネットワークの確保を図る。
- 基幹的交通ネットワークの地震・津波対策等の道路整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。
- 県や関係機関と連携を図りながら災害時の交通の代替手段について検討し、安全かつ正常な交通が回復できるよう連携体制の強化を図る。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

「地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する」ことの回避

- 緊急水利として災害時に有効活用するため、プールの消防用水の利用を推進する。
- 消火栓使用不能に備え、配水管、配水池の耐震化を推進する。
- 市街地再開発事業や土地区画整理事業等を活用し、耐震・耐火性能に優れた良好な建築物への建替え促進を検討する。

- 住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。
- 円滑な消火活動を行うため、地域の消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実、消防水利の整備を図る。
- 消防計画及び予防規定の作成を推進する。
- 防火管理者を定める必要がある施設について、立入検査時等において指導を実施し、出火防止対策を推進する。
- 津波浸水区域における燃料タンク等の高台移転の指導を行う。また、燃料タンクの重油流出による火災等の被害を防ぐため、今後更に重油流出防止付きタンク整備数が増加するよう広報等で補助金制度の周知を図る。
- 一般家庭、事業所における感震ブレーカーや住宅用火災報知器の普及、地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。
- 関係諸法令に基づき、危険物施設を保有する事業所の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の推進啓発を行う。
- 危険物施設を保有する事業所と連携し、地震・津波時の応急体制の確立と防災訓練を実施し、体制強化を図る。
- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「ため池等の損壊により二次災害が発生する」ことの回避

- 災害後は二次災害を防止するため、土砂災害等の危険のある箇所の応急工事や、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行えるよう体制整備を推進する。
- 地震等によるため池決壊を防ぐため、改修や補強、耐震化を推進する。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出する事態

「有害物資の大規模拡散・流出が発生する」ことの回避

- 海難等が発生し重油等が流出した場合は国・県と連携をとり、応急体制の構築を推進する。
- 津波浸水区域にある燃料タンク等の高台移転を推進する。
- 地域防災計画原子力事故災害を基準に必要な細部計画を作成し、防護対策や市民に対する備蓄の啓発等を推進する。
- 関係法令等に基づき、危険物施設を保有する事業所の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の推進啓発を行う。
- 危険物施設を保有する事業所と連携し、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導を行う。
- 有害物質の拡散・流出を防止するため、関係事業者による地震・津波対策を考慮した貯蔵取扱いや有害物質の流出防止対策を促進する。
- 県や関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加する等、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない

7-4) 大規模事故災害による二次災害が発生する事態

「大規模事故災害による二次災害が発生する」ことの回避

- 大規模災害発生時、迅速な応急対策活動体制の確立のため、職員に体制細部についての認識の共有を図る。
- 大規模災害発生時の市民に対する災害広報の方法について検討する。
- 鉄道災害の場合の対応やその要領等について、土佐くろしお鉄道と協議し共通認識を有するとともに、防災訓練や防災学習等を相互に検討する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。
- 地震・津波・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確にならないよう、地籍調査を推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物処理計画の見直しや不足する仮置場の用地確保を推進する。
- 一次・二次仮置場の確保や最終処分場の確保等について事前に取り組む。
- 災害時においても確実に廃棄物処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における一層の耐震化を講じながら、特に浸水対策としての非常用電源や燃料の確保、BCP策定を推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことの回避

- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう体制づくりを推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携しながら、応急仮設住宅や災害公営住宅、応急借上住宅制度の充実等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。
- 地震保険の加入や事業者BCPの策定等、市民や事業者による事前の備えを促進するとともに、罹災証明書の発行を円滑にするため、住家被害認定士の育成を推進する。
- 通信・放送施設を含む産業基盤や公共施設及び公用施設の高台等への移転を進め、津波による人命等の被害を軽減する取組みを推進する。

【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建造物が災害により損壊する」ことの回避

- 文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策を進める。
- 復興にあたって被災した美術工芸品、建造物の修復、天然記念物の保護・保全がなされるよう、美術工芸品防災設備の強化や、建造物の老朽化等による保存修理、天然記念物再生事業を推進する。

2. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価で顕在化した課題について、7つの個別施策分野ごとに推進方針を策定した。また、施策分野を越えて複数に影響を与える施策を横断的分野として整理した。

(1) 個別施策分野

① 行政機能

応急活動を担う機関の防災力強化

- 市の災害対応力を向上するため、防災教育等を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図る。
- 緊急時の保育所・幼稚園・学校の職員の行動計画、組織体制、緊急連絡体制について検証するとともに、防災訓練等により実効性の向上を図る。
- 保育所・幼稚園・学校・避難所等においてオープン廊下、踊り場、トイレ、手洗い場、更衣室、配膳室等での照明器具落下防止対策やガラス飛散防止対策を推進する。
- 大規模災害発生後、直ちに初動体制が取れるよう、地震や風水害等の観測体制強化や情報伝達体制の整備を推進する。
- 災害応急活動体制の細部計画や、協議に基づく防災関係機関との連携要領の確立、関係機関を交えた防災訓練の実施を推進する。
- 災害時の交通の混乱を防ぐため、警察や交通安全協会等と連携し、交通安全教室等により運転者に対する啓発や交通広報の細部要領等の作成を推進する。

業務継続体制の構築

- 香南市業務継続計画（BCP）の定期的な見直しや、防災訓練等によりPDCAサイクルを回し、BCPの実効性を高める。
- 庁舎の各種データの喪失対策を推進する。
- 業務継続のため、住環境整備事業等を活用し建物や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進するとともに、通信・放送設備及び非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保を推進する。

災害支援の受入体制の構築

- 物資を迅速に被災地に届けるため、市職員の物資調達・輸送調整等支援システムの運用方法の習熟訓練を推進する。
- 物資配送における拠点施設以降の物資配送計画について策定を推進する。
- ヘリコプターの臨時離着陸場開設や搬入・搬出における体制整備を推進する。
- 県外からの応援職員や応急救助機関、医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため各各班等の受援に関し細部計画の策定を推進する。

生活再建に向けた支援体制の構築

- 大規模災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制の整備を推進する。
- 速やかに被災者の生活の安定化を図るため、地震保険の加入等の事前の備えを促進する。
- 罹災証明書の発行を円滑にするため、住家被害認定士の育成を推進する。
- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物処理計画の見直しや不足する仮置場の用地確保を推進する。

復興に向けた土地利用の整備

- 速やかに復興に取り組めるようにするため、震災復興計画の策定や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。

- 地震・津波・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確にならないよう、地籍調査を推進する。
- 県や広域市町村、民間事務所と連携し、遺体の処理及び収容、葬祭、火葬、埋葬を円滑に実施できるよう体制整備を推進する。

②地域防災

防災人材の育成

- 市全課で防災対応に関する研修や実践的な防災訓練の実施、救急救命講習及び応急手当講習による基礎的な応急処置の習得等により、防災人材の育成を推進する。
- 地域の防災活動を担う人材育成や自主防災組織等の活性化のため、防災教育や防災訓練を推進する。

防災意識の向上

- 各種ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識向上の啓発を推進する。
- 災害発生時に速やかに避難行動がとれるよう、関係機関や地域、学校等との更なる連携強化と効果的な防災訓練等により、早期避難の啓発を行う。

避難体制の構築

- 避難行動要支援者への情報伝達や、避難支援・安否確認等の支援対策充実強化を図り、避難訓練の定期的な実施と、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

地域防災力の向上

- 円滑な消火活動を行うため、地域の消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実、消防水利の整備を推進する。
- 地域防災力強化を図るため、地区防災計画策定や補助制度活用による資機材の整備等を推進する。
- 災害時迅速な救助を行うため、関係機関の連携の強化及び緊急消防隊の支援体制を整備する。
- 円滑な避難所運営のため、避難所運営マニュアル等の更新・見直しを行うとともに、避難所運営訓練の実施、初動訓練を推進する。
- 市民、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の対策を推進する。
- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関との連携強化や学習会の実施等を推進する。
- 災害時におけるプールの消防用水としての利活用を推進する。

物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備

- 避難所や家庭、事業所での水・食料・燃料等の生活必需物資の備蓄を推進する。
- 被災地のトイレ不足を防ぐため、簡易トイレ、消毒物品等の資機材の整備や、感染防止等の健康教育資材の整備を推進する。
- 災害時の生活用水の水源を確保するため、上水道未普及地域において井戸水や谷水を取水するための浄水器の整備や、企業等の取水井の災害時利活用に関する協定締結を推進する。
- 迅速かつ円滑な物資供給のため、物資の配分や輸送要領等の細部計画を作成し、防災訓練の実施等により実効性を高めていく。

孤立集落の対策

- 集落との連絡通信手段を確保するため、防災情報通信システムの早期構築を図る。
- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を推進する。
- 孤立状態が長期に及び場合、命をつなぐことができるよう飲料水確保のための浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料確保の対策を推進する。

帰宅困難者の対策

- 一斉帰宅による混乱発生を防止するため、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。

③ 住環境

建築物の耐震化・不燃化、室内の安全対策

- 住環境整備事業等を活用し住宅・建築物等の耐震化を推進する。
- 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業に基づき、耐震診断の必要性や補助制度についての周知により耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された建築物に対して支援を行い、建築物の耐震化を促進する。
- 家具・家電製品や非構造部材等の転倒・落下防止対策及びガラスの飛散防止対策補助事業について啓発・情報提供を強化し、室内の安全対策を推進する。
- 住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置の啓発を推進する。

土砂災害対策

- 住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進する。
- 関係機関と連携し、土砂災害対策や土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、宅地造成等の規制や建築制限による安全な土地利用を促進する。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強等を住環境整備事業等の活用により推進する。

迅速な復興のための事前準備

- 被災者の生活再建を支援するため、応急仮設住宅や災害公営住宅等の供給を早期に実行するための体制を整備する。

④ インフラ

避難道、指定避難所等の整備

- 避難者の迅速かつ安全な避難ができるよう避難道、津波避難タワーを整備する。
- 多くの避難者の発生が想定されるため、事業者との連携した避難所の確保等の対策を検討する。
- 住環境整備事業等を活用し、地域集会所を耐震化する等、避難所の確保を推進する。
- 避難所の機能充実のため、要配慮者に配慮した設備や耐震性貯水槽、災害用貯留式トイレ、浸水地域における「通信・放送設備」の高台移転など通信設備等の整備を推進する。
- 災害の種別に応じた避難所の確保に努める。

災害に強い市街地の形成

- 土地区画整理事業や狭あい道路の拡幅による密集市街地の改善、災害時の指定緊急避難場所や防災拠点として果たす役割が大きい公園、緑地、広場等の公共施設の整備、建築物の耐火構造化等の対策を推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、老朽住宅の除却やブロック塀等の改修を推進する。
- 津波浸水区域に位置する保育所、幼稚園、小学校、中学校等公共施設は将来的には津波リスクを踏まえて移転集約が望ましく、早期に規模適正化計画の策定を進める。
- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

交通ネットワークの耐災害性向上

- 緊急輸送道路について、住環境整備事業等を活用し沿道建造物の不燃化及び耐震化、電柱等の構造物の地中化を進めるとともに、自販機の転倒防止、看板等の落下防止、ブロック塀の倒壊防止に努め、交通ネットワークの災害対応力強化を図る。
- 道路施設の点検を行い、修繕等の維持管理、長寿命化を推進する。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備を推進する。

津波浸水対策

- 最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、関係機関と協力し河川・海岸堤防の耐震化や水門の自動化・遠隔操作化、漁港施設の機能強化等、強靱な津波・高潮対策施設の整備を推進する。併せて、国直

轄事業の導入や直轄事業並みの事業推進に向けて、予算の重点配分や新たな財政支援制度の拡充等、国の積極的な財政支援及び国直轄事業による事業の推進等の技術的支援を受けられるよう、国・県等の関係機関とも連携して取り組む。

風水害に対する浸水対策

- 物部川流域治水協議会を通じて、流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換を図り、あらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体の事前防災対策を推進する。
- 国・県及び流域関係市町村と連携し計画的な河川改修を促進し、水資源の確保や水害・地震・津波に対する防災性の向上を図る。
- 排水機場、樋門、排水路等の関係機関による情報共有を踏まえた排水計画を検討する。
- 農業用排水路等の老朽設備更新等の農地防災対策及び農地保全対策を順次進めるとともに、市民と連携しながら適切な維持管理を推進する。
- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先し、河川堤防や水門・樋門・ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。
- 河川堤防や水門・樋門・ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に推進する。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施する等、地域の防災力向上を推進する。
- 近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報等）を提供する体制の整備を推進する。

土砂災害対策

- 集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に被害の軽減を図るため、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等のハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。
- 荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に要望し、森林・農地・墓地・里山の保全等による総合的な防災機能の向上を図る。
- 農地の保全及び農村地域の市民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 山地災害や地すべりを防止するため、治山事業を推進するとともに、国土保全機能等の森林が有する多面的機能を高めるため、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の活用により、林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。

応急復旧体制の整備

- 災害後は二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事や、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行えるよう体制整備を推進する。

上水道の供給確保

- 飲料水や生活水の確保のため、水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。
- 大規模災害時、迅速な復旧活動に向けて復旧を担う人材の確保や、復旧材料の保管スペースの拡充を推進する。

汚水処理の事業継続

- 下水道施設の応急復旧体制の構築と防災訓練の実施を推進する。
- 発災後に長期浸水域外の市民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を推進する。

ため池の耐災害性向上

- 地震等によるため池決壊を防ぐため、改修や補強、耐震化を推進する。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

災害廃棄物の処理体制

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物処理計画の見直しや不足する仮置場の用地確保を

推進する。

- 災害時の廃棄物処理体制を構築するため、広域応援協定や廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
- 災害時においても確実に廃棄物処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における一層の耐震化を講じながら、特に浸水対策としての非常用電源や燃料の確保、BCP 策定を推進する。

文化財の耐震化促進

- 文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策を進める。
- 復興にあたって被災した美術工芸品、建造物の修復、天然記念物の保護・保全がなされるよう、美術工芸品防災設備の強化や、建造物の老朽化等による保存修理、天然記念物再生事業を推進する。

⑤保健医療・福祉

災害時の医療救護体制の整備

- 指定した医療救護所に参集できるよう市内医療従事者に周知を図り、防災訓練等を通じて災害拠点病院及び救護病院との更なる連携体制の整備、意思疎通の強化を推進する。
- 社会福祉施設、医療施設等の機能喪失を防ぐため、施設機能向上等更なる拡充を図る。
- 災害対策本部と医療救護病院や医療救護所との通信体制の確立を推進する。
- 災害時の医療救護活動を担う人材の確保やコーディネーター人材の育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄を推進する。
- 大規模広域災害時に被災者の搬送が円滑に実施されるよう、発災時の具体的な受け入れ方法等を検討する。

要配慮者・避難行動要支援者の対応

- 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意取得に向け、関係機関との連携体制を推進する。
- 関係機関と協力し、避難行動要支援者の個別計画を策定するとともに避難訓練の定期的な実施等、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。
- 避難行動要支援者に該当しない要配慮者に関して、確実な避難に繋げるため、支援対策を検討する。
- 福祉避難所の指定を進め、施設ごとに開設・運営についての具体的な検討を推進する。
- 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、支援体制の構築を推進する。
- 要配慮者や食物アレルギーのある者等に配慮した食料備蓄を推進する。

疾病・感染症等の発生予防

- 避難所へ感染症防止対策等についての健康教育資材の整備を推進する。
- 避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制の整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄及び保管場所の検討を推進する。
- 感染症や食中毒予防のための衛生管理の徹底や、慢性疾患やエコノミー症候群への対応のため、巡回医療や健康相談を実施する体制を構築する。また、被災者の心のケアを充実させるため、支援体制の整備に努める。

⑥産業・エネルギー

事業継続に向けた取り組み

- 災害発生時に企業の事業活動を継続するため、事業者による事業継続計画（BCP）策定や耐震化等を促進する。また、策定された BCP に基づく啓発・訓練や、BCP の作成・見直しを推進する。
- 農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐため、支援制度の周知を図り、補強対策を推進する。

事業者等の災害対策

- 地域コミュニティの一員として、災害時に自主防災組織等と連携して災害に対応する体制の構築を推進する。

- 津波による人命等の被害を軽減するため、産業基盤の高台等への移転を推進する。
- 列車・車両の乗客や駅・停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定める等、安全確保対策を推進する。

ライフライン事業者と連携した災害対応

- ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保、重要施設までの交通ルート確保を推進する。
- ライフライン施設の復旧計画等の共有と役割分担等の協議を行い、ライフライン事業者との更なる連携の推進や対応要領に関する情報の共有・広報を進める。

有害物質の拡散・流出対策

- 農業・漁業用燃料タンクの地震・津波対策、LP ガスの流出防止対策等、関係事業者による火災対策を促進する。
- 地震発生時における倒壊建物等からの有害物質の拡散・流出や健康被害、環境への悪影響を防止するための対策を推進する。
- 国・県と連携をとり、海難等が発生し重油等が流出した場合の応急体制の構築を推進する。
- 関係諸法令に基づき、危険物施設を保有する事業所の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の啓発を行う。

⑦ 情報通信

通信環境の整備

- 災害対策本部等への情報伝達手段として、防災行政無線や衛星携帯電話等の無線通信機の整備、Wi-Fi 環境の整備を推進する。
- 保有する情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施に努めるとともに、通信回線のバックアップ強化、浸水地域における「通信・放送設備」の高台移転、通信設備の耐震化及び更新を図る。
- 防災行政無線の難聴世帯に関して、戸別受信機の設置等の整備を推進する。
- 多様な通信手段に合わせた防災通信訓練を実施し、情報伝達の確実性の向上を図る。

情報の活用

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、関係機関・事業所との防災情報の広域連携体制を構築する。
- 事前登録による災害時における情報のメール配信システムの整備を推進する。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 市の災害対応力を向上するため、防災教育等を実施し、市職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図る。
- 災害発生時、速やかに避難行動がとれるよう、関係機関や地域、学校等との更なる連携強化を図り、効果的な防災訓練や防災学習により早期避難の啓発を行う。
- 各種ハザードマップを活用し、地域の災害リスクを理解・共有できるよう啓発する。
- 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関との連携強化や学習会の実施等を推進する。

②人材育成

- 市全課で防災対応に関する研修や実践的な防災訓練の実施、救急救命講習及び応急手当講習による基礎的な応急処置の習得等により、防災人材の育成を推進する。
- 地域の防災活動を担う人材育成や自主防災組織等の活性化のため、防災教育や防災訓練を推進する。

③官民連携

- 事業者による事業継続計画（BCP）策定や耐震化等を促進する。また、策定されたBCPに基づく啓発・訓練や、BCPの作成・見直しを推進する。
- ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保、重要施設までの交通ルートの確保を推進する。
- ライフライン施設の復旧計画等の共有と役割分担等の協議を行い、ライフライン事業者との更なる連携の推進や、災害時の対応要領に関する情報の共有・広報を進める。
- 事業者との連携した避難所の確保等の対策を検討する。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、関係機関との防災情報の広域連携体制を構築する。
- 一斉帰宅による混乱発生を防止するため、事業者と連携し、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促す。

④老朽化対策

- 庁舎や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進する。
- 道路施設の点検を行い、修繕等の維持管理、長寿命化を推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、老朽住宅の除却やブロック塀等の改修を推進する。
- 災害時、飲料水や生活水の供給のため、水道施設の耐震化、老朽化対策を推進する。
- 通信・放送設備の老朽化対策を推進する。

⑤国・県との連携

- 最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、関係機関と協力し河川・海岸堤防の耐震化や水門の自動化・遠隔操作化、漁港施設の機能強化等、強靱な津波・高潮対策施設の整備を推進する。併せて、国直轄事業の導入や直轄事業並みの事業推進に向けて、予算の重点配分や新たな財政支援制度の拡充等、国の積極的な財政支援及び国直轄事業による事業の推進等の技術的支援を受けられるよう、国・県等の関係機関とも連携して取り組む。
- 物部川流域治水協議会を通じて、流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換を図り、あらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体の事前防災対策を推進する。
- 国・県及び流域関係市町村と連携し計画的な河川改修を促進し、水資源の確保や水害・地震・津波に対する防災性の向上を図る。
- 排水機場、樋門、排水路等の関係機関による情報共有を踏まえた排水計画を検討する。
- 「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備を推進する。
- 緊急輸送道路について、沿道建造物の不燃化及び耐震化、電柱等の建造物の地中化を進めるとともに、自販機の転倒防止、看板等の落下防止、ブロック塀の倒壊防止に努め、交通ネットワークの災害対応力強化を図る。
- 農業用排水路等の老朽設備更新等の農地防災対策及び農地保全対策を順次進めるとともに、関係機関・市民と連携しながら、適切な維持管理を推進する。
- 土砂災害の危険性を市民が認識し、確実な避難に繋げるため、国・県・市が連携し、情報伝達等の訓練や市民へのがけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、移転等の啓発や防災訓練による地域の避難体制づ

くりを推進する。

- 集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関が連携し、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等のハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。
- 荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に県に要望し、森林・農地・墓地・里山の保全等による総合的な防災機能の向上を図る。
- 国・県と連携をとり、海難等が発生し重油等が流出した場合の応急体制の構築を推進する。

第5章 施策の重点化

国の基本計画では、45 の起きてはならない最悪の事態を設定しており、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を実現するために、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度等を考慮して、重点化すべき事態を選定している。

本計画では、国及び県の計画を参考に、29 の起きてはならない最悪の事態を設定しており、以下の視点から優先度を総合的に判断し、12 の重点化すべき起きてはならない最悪の事態を選定した（表7）。

【視点1】基本計画との関連性

- 基本計画における重点化すべき事態と、本市の起きてはならない最悪の事態との関連の強さを評価

【視点2】香南市の方向性

- 本市の将来像「水・緑・風が輝く 豊かな暮らしと産業で 飛躍するまち“香南市”」を実現するための方向性との関連の深さを総合的に評価

【視点3】影響の大きさ

- 「起きてはならない最悪の事態」による本市での被害想定（死者数、重傷者数、建物全半壊棟数等）の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価

【視点4】香南市の役割の大きさ

- 国・県・民間事業者等、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本市が担うべき役割の大きさを評価

【視点5】他事態の回避や被害軽減の寄与度

- それぞれの事態間の相互依存関係を考慮し、当該事態を回避することによる他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価
（例：「2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態」の事態を回避すれば「5-4 食料等の安定供給が停滞する事態」の回避に寄与する）

表 7 重点化すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	重点化すべき起きてはならない最悪の事態	
【目標1】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-5	風水害による多数の死者・行方不明者が発生する事態
【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
	5-4	食料等の安定供給が停滞する事態
【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道の供給が長期にわたり停止する事態
【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

本市の強靱化の推進には、本市をはじめ、国や県、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民一人ひとりが役割を果たすことが重要であり、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、それぞれが連携して施策や事業を推進する。

また、本計画に基づき、本市等が実施する施策や事業については、国や県の補助金や交付金等を効果的に活用する。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するために、各施策の進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、その具体的な取組内容や目標値等を記載した「香南市強靱化アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を本計画とは別に策定した。

このアクションプランを毎年検証することにより、PDCA サイクルによる施策の進捗管理を行う。

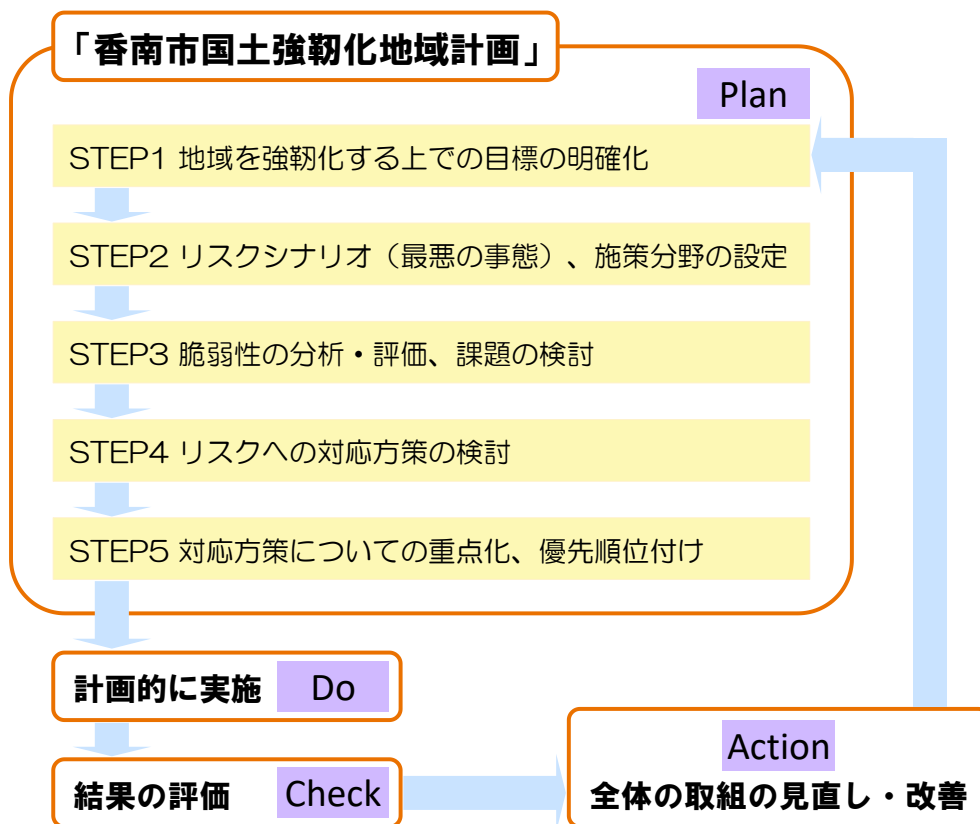


図 8 PDCA サイクルのイメージ

3. 計画の見直し

本計画は地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、各施策の進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

香南市国土強靱化地域計画

発行：香南市

発行年月：令和3年3月